

令和7年度

熊谷市立図書館要覧

目次

1. 沿革	p 1
2. 図書館案内	p 5
3. 熊谷市立図書館協議会等	p 6
4. 予算・決算	p 8
5. 令和7年度事業計画	p 9
6. 令和6年度図書館利用統計	p 13
7. 令和6年度図書館事業報告	p 16
8. 令和6年度美術・郷土資料展示室事業報告	p 19
9. 図書館条例その他規則等	p 25
熊谷市立図書館条例	p 25
熊谷市立図書館条例施行規則	p 26
熊谷市立図書館古文書貸出規程	p 36
熊谷市重度身体障害者等に対する図書館奉仕要綱	p 40
熊谷市立図書館資料複写取扱い要領	p 42
熊谷市立図書館資料収集方針	p 45
熊谷市立図書館資料除籍基準	p 47
熊谷市立図書館寄贈資料受入基準	p 49
熊谷市立図書館資料の弁償に関する取扱基準	p 50
熊谷市立熊谷図書館美術・郷土資料収集基準	p 52
熊谷市立熊谷図書館美術・郷土資料展示室 博物館実習生受入要綱	p 57
熊谷市立図書館協議会条例	p 60
熊谷市立図書館協議会会議規則	p 61
熊谷市子ども読書活動推進協議会設置要綱	p 62
熊谷市立熊谷図書館嘱託者会議設置要綱	p 63
熊谷市立熊谷図書館講座室の目的外使用許可に関する規則	p 64

1. 沿革

明治44年(1911年)	10月 1日	私立熊谷図書館開館
〃 45年(1912年)	4月	私立熊谷図書館を熊谷町に移管、熊谷町立図書館と改称
大正 6年(1917年)	6月	熊谷町立図書館に巡回文庫開設
〃 15年(1926年)	4月	熊谷町立図書館館舎新築
昭和 3年(1928年)	11月10日	埼玉県知事より優良図書館として表彰
昭和 4年(1929年)	2月11日	文部省より優良図書館として表彰
昭和 8年(1933年)	4月	熊谷市市制施行に伴い、熊谷町立図書館を熊谷市立図書館と改称
昭和20年(1945年)	7月 1日	戦況悪化のため図書館閉館
昭和21年(1946年)	5月 1日	図書館再開
昭和23年(1948年)	4月	埼玉県立図書館熊谷分館併置
昭和25年(1950年)	10月 1日	熊谷市立図書館協議会設置
昭和27年(1952年)	8月	熊谷市立図書館 リヤカーを利用した移動図書館巡回開始
昭和28年(1953年)	4月	熊谷市立図書館館舎改築(東側を二階建に増築)竣工
昭和29年(1954年)	11月 3日	埼玉県教育委員会より優良図書館として表彰
昭和40年(1965年)	11月	熊谷市立図書館分室を元中央公民館に移設
昭和44年(1969年)	8月	熊谷市立図書館 蔵書コピーサービス開始
昭和48年(1973年)	4月	熊谷市市制施行40周年記念「熊谷歴史年表」編集発行
昭和52年(1977年)	12月21日	総合文化施設として熊谷市立文化センター(図書館・プラネタリウム館)新築着工
昭和54年(1979年)	6月15日	熊谷市立文化センター(図書館・プラネタリウム館)竣工
	8月～	熊谷市立図書館新築移転作業のため3ヶ月休館
	11月	熊谷市立文化センター開館 図書館に美術、郷土係を新設 熊谷市立図書館 映画会開始
昭和55年(1980年)	6月 1日	大里村コミュニティセンター内に図書室を開設
昭和56年(1981年)	6月	熊谷市立図書館 身体障害者家庭配本開始
	7月 1日	妻沼町中央公民館図書室開設
	7月	熊谷市立図書館 ライトバンを利用した巡回図書館を開始
昭和57年(1982年)	5月	熊谷市立図書館 嘱託者会議設置
	8月 4日	妻沼町移動図書館車「めぬま号」巡回開始
	10月	埼玉県移動図書館車 巡回廃止(旧熊谷市)
	11月	熊谷市立図書館 巡回図書館を廃止、移動図書館車「さくら号」巡回開始
昭和58年(1983年)	1月	熊谷市立図書館 地下美術品収蔵庫改修工事 完了
	6月	熊谷市立図書館 蔵書10万冊達成
	11月	熊谷市立図書館 郷土資料展示室に森村誠一コーナー設置
昭和62年(1987年)	4月	熊谷市立図書館 おはなし会開始
平成元年(1989年)	3月	埼玉県移動図書館車 巡回廃止(旧妻沼町)
	9月	熊谷市立図書館 閉架書庫電動化(2階書庫全面電動化完成)
平成 2年(1990年)	7月	大里生涯学習センター建設費として1億円長島恭助氏寄附
	8月 7日	妻沼町立図書館建設工事着工
	10月	熊谷市立図書館 移動図書館車「さくら号」更新
平成 3年(1991年)	2月	妻沼中央公民館図書室閉鎖
	5月31日	妻沼町立図書館竣工
	7月21日	妻沼町立図書館開館
平成 4年(1992年)	4月	妻沼町移動図書館再開、図書館システムをコンピュータ化し運用開始
	7月	妻沼町立図書館 おはなし会開始
平成 5年(1993年)	4月	熊谷市立図書館 図書館システムをコンピュータ化し運用開始
平成 6年(1994年)	7月	江南町総合文化会館(文化会館・公民館・図書館)建設工事着工
	10月	妻沼町立図書館 家庭教育学級訪問 絵本の読み聞かせ開始
平成 7年(1995年)	3月	熊谷市立図書館 蔵書20万冊達成
	4月	熊谷市立図書館 平和図書コーナー設置
	8月	妻沼町立図書館 夏休み科学遊び教室開催

平成 8年(1996年)	2月26日	江南町総合文化会館竣工
	4月 1日	江南町立図書館開館 コンピューターシステムでサービス開始
	8月	江南町立図書館 おはなし会開始(毎月第2・第4土曜日)
	10月	江南町立図書館 映画会開始(年6回)
平成11年(1999年)	2月	妻沼町立図書館 新移動図書館車「めぬま号」導入
	4月	図書館の広域利用(大里市町村)開始
	5月	妻沼町立図書館 大活字本コーナー・マンガコーナー設置
	10月	熊谷市立図書館 森村誠一文庫設置
平成13年(2001年)	5月	熊谷市立図書館 ホームページ開設・熊谷に関するレファレンスのメール受付開始
平成14年(2002年)	4月	熊谷市立図書館 市史編さん室の設置(現在は社会教育課へ変更) 小学生のためのおはなし会開始(毎月第1土曜日/現在はおはなし会が継続)
		妻沼町立図書館 小学生向けおはなし会開始
	5月	熊谷市立図書館 子ども図書館まつり開催(以後毎年開催)
	10月	熊谷市立図書館 インターネットによる蔵書検索・予約システム運用開始 妻沼町立図書館 おはなしボランティア養成講座開催
平成15年(2003年)	4月	熊谷市立図書館 携帯電話3社対応のインターネット蔵書検索・予約システム運用開始
	6月	熊谷市、大里町、江南町、妻沼町、各図書館と合併に向けた調整会議を開催
平成16年(2004年)	3月	江南町立図書館 大活字本コーナー設置
	4月	熊谷市立図書館 ちいさいこのおはなし会開始(毎月第3金曜日)
平成17年(2005年)	4月	熊谷市立図書館 祝日開館の実施
	4月19日	妻沼町立図書館 いきいきママの子育て教室にて絵本の読み聞かせ開始(～平成22年度終了)
	4月23日	妻沼町立図書館 文部科学大臣賞(子どもの読書活動の実践優秀図書館)受賞
	6月17日	妻沼町立図書館 合併に伴うバーコード貼り替え作業開始
	7月	熊谷市立図書館 平日午後7時までの開館時間延長実施
	8月	大里町コミュニティセンター図書室 業務終了
	8月27日	大里町立大里生涯学習センター竣工式典
	9月	埼玉県移動図書館車 巡回廃止(旧大里町)
	9月19日	妻沼町立図書館 移動図書館「めぬま号」の更新
	10月 1日	熊谷市、妻沼町、大里町の合併により各図書館の名称変更 熊谷市立図書館 → 「熊谷市立熊谷図書館」 妻沼町立図書館 → 「熊谷市立妻沼図書館」
	11月 1日	熊谷市立大里図書館開館
	11月 3日	(社)読書推進運動協議会主催2005年度・優良読書グループ表彰 読書グループ「樹の会」(妻沼)
	12月 6日	熊谷・妻沼・大里3図書館 統一図書館システム供用開始
平成18年(2006年)	1月18日	大里図書館 おはなしボランティア養成講座開講
	4月	大里図書館 おはなし会開始
	7月 1日	熊谷図書館 駅前分室開設
	8月	江南町立図書館 合併に伴うバーコード張替え作業開始
	9月	ブックスタート事業開始(母子健康センターと連携)
	10月	行田市、鴻巣市、吉見町、東松山市、滑川町、嵐山町と相互利用開始
	11月	熊谷市子ども読書活動推進計画策定
平成19年(2007年)	2月13日	熊谷市、江南町合併により図書館の名称変更 江南町立図書館 → 「熊谷市立江南図書館」
	3月 6日	図書館システム 江南図書館を加え4館で供用開始
	4月	大里図書館 祝日の振替休館日を一部開館
	6月	熊谷市子ども読書活動推進協議会設置
	7月	熊谷図書館 移動図書館「さくら号」巡回終了 妻沼図書館 移動図書館「めぬま号」巡回終了
	9月	移動図書館「めぬま号」を「さくら号」と名称変更し、巡回開始
平成20年(2009年)	5月	大里・児玉地区おはなしボランティア連絡協議会設置
	7月	熊谷図書館 夏季(7月・8月)月曜開館の実施(以降、試行)

平成21年(2009年)	4月	熊谷市立熊谷図書館囑託者会議設置
	7月 1日	熊谷市役所籠原駅連絡所前に図書返却ポストを設置 熊谷図書館 視聴覚資料返却ポストを設置
平成22年(2010年)	4月	妻沼・江南図書館 火曜休館・祝日開館の実施 大里図書館 祝日開館の実施
	4月23日	子どもの読書活動優秀実践図書館として、文部科学大臣表彰を受賞
	6月	江南図書館 おはなしボランティア養成講座開講
平成23年(2011年)	7月 1日	妻沼中央公民館での17:00時以降の予約受取開始
	7月	住民生活に光をそそぐ交付金を利用し、各図書館の資料整備および 視聴覚機器の更新
		妻沼図書館 開館20周年
平成24年(2012年)	3月 8日	図書館システム更新稼働
	3月	熊谷市子ども読書活動推進計画(改訂版)策定
	4月 1日	大里・江南図書館 窓口等業務委託
	6月 1日	熊谷図書館 ～作家・森村誠一が選ぶ～くまがや「写真俳句」コンテ ストを開催、募集開始(以後毎年開催)
	7月	熊谷図書館 森村誠一文庫に書架を追加、金子兜太コーナー設置 妻沼・大里・江南図書館 森村誠一ミニコーナー設置
	7月 3日	熊谷文化創造館「さくらめいと」で、予約図書の受取開始、図書及び視 聴覚資料返却ポスト設置
	10月	熊谷図書館 公立図書館100周年 熊谷図書館 2階にYAコーナー設置
	11月	移動図書館さくら号30周年
	10月27日 ～11月25日	～作家・森村誠一が選ぶ～ くまがや「写真俳句」コンテスト 優秀作 品展示(熊谷)(以後毎年展示。平成25年からは展示会最終日に表彰 式を行う)
平成25年(2013年)	2月 3日	熊谷図書館 「市立熊谷図書館100周年記念～文学のまち・くまが や」展開催。森村誠一氏記念講演会において、「写真俳句」優秀作品 表彰式を行い、森村氏より副賞の贈呈
	2月10日	熊谷図書館 「文学のまち くまがや」展 金子兜太氏記念講演
	6月	江南図書館 YAコーナー設置
	10月	大里図書館 YAコーナー設置
	11月 4日	熊谷図書館 おとなのための映画会「大人シネマ」開催
平成26年(2014年)	4月 1日	大里・江南図書館 平日午後7時まで開館時間延長開始 視聴覚資料の貸出期間を延長、2週間とする
	10月27日	読書週間に合わせて「読書通帳」の配布開始
	11月～12月	妻沼図書館 空調設備の大規模改修工事を実施
平成27年(2015年)	3月31日	妻沼中央公民館での17:00以降の予約受取終了
		妻沼・大里・江南図書館 窓口等業務委託(第2期)
	4月 1日	妻沼図書館 平日午後7時まで開館時間延長開始及びドリンク 販売機、休憩コーナー設置
	5月 1日	インクカートリッジ里帰りプロジェクト、回収箱を4館に設置
平成28年(2016年)	10月10日	～戦後70周年・作家生活50周年記念～作家・森村誠一記念講演会開 催(熊谷市合併10周年記念行事)
	4月23日	子供の読書活動優秀実践団体として朗読ボランティア「せせらぎの 会」文部科学大臣表彰を受賞
	6月	父の日福袋を作成、貸出
平成29年(2017年)	9月	敬老の日福袋を作成、貸出
	3月1日	図書館新システム更新稼働、IC対応、セルフ式貸出返却機、電子書 籍サービス、シール式読書通帳開始
	3月	熊谷市子ども読書活動推進計画(第三次)策定
平成30年(2018年)	7月～3月	熊谷図書館 耐震補強工事のため休館
	4月 1日	熊谷図書館 リニューアルオープン、セルフ式予約受取コーナー設置 熊谷・妻沼・大里・江南図書館 窓口等業務委託(第3期) 熊谷図書館 土・日・祝日午後7時まで開館時間延長開始 夏季月曜開館も午後7時まで試行延長
	7月 5日	太田市、千代田町、大泉町の在住者への貸出開始
	8月 1日	熊谷図書館 2階にWi-Fi設置
	11月	熊谷図書館 2階に小中高校生おすすめ本紹介コーナー設置

平成31年(2019年)	3月31日	熊谷図書館 2階に利用者用タブレット端末配置
	4月 1日	ちいさいこのおはなし会子育て支援コーディネーターによる子育て相談開始
	4月26日	熊谷図書館 小・中学校管理規則に定める夏季休業日の月曜開館、本実施
令和元年(2019年)	6月30日	写真俳句啓発のための「はじめての写真俳句講座」開催
	7月 1日	ちいさいこのおはなし会ボランティアグループ「ととけっこう」発足
	10月	市内大里広域地域包括支援センターへのシニアサービス開始 講座「親子読書のすすめ」学校、子育て支援拠点で実施
	10月19日	熊谷市立図書館「埼玉・教育ふれあい賞」受賞
	11月	市報くまがや 熊谷市立図書館「絵本の時間です」掲載開始
	11月 5日	熊谷市立図書館「埼玉県教育委員会優良教育施設賞」受賞
	11月24日	「ビブリオバトルin埼玉」予選会を埼玉県と共催で開催
	12月	「ちいさいこのおはなし会」「星空朗読会」プラネタリウム館と開催
令和 2年(2020年)	2月	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため催し物中止
	3月	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため 利用一部制限(3/2～3/11)・臨時休館(3/12～3/31) 図書館制作「おうちでうたおう！わらべうた」動画配信開始
	4月 1日	熊谷駅前分室の休館日及び開館時間の変更 休館日 日曜日、12/29～1/3 開館時間13:00～20:00
	4月23日	子供の読書活動優秀実践団体として「さくらんぼ文庫」文部科学大臣表彰を受賞
	4月～6月	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため臨時休館4/1～6/9 臨時休館前の予約本の受取 4/1～4/17
		完全休館 4/18～5/27
		臨時休館前の予約本の受取再開・終了 5/28～6/2
		新規予約受付開始 6/3
	6月10日	貸出再開 貸出、返却のみ 座席なし30分程度の利用
7月 1日	新しい生活様式での図書館再開 閲覧席は座席数を減らす	
8月	写真俳句添削通信講座開催	
令和 3年(2021年)	3月	市報くまがや 熊谷市立図書館「絵本の時間です」掲載終了
	4月	文化センターFaceBook開設
	5月	くまっこルーム子育てサロン会場提供、絵本紹介
令和 4年(2022年)	3月	熊谷市子ども読書活動推進計画(第四次)策定 図書館新システム更新稼働 熊谷館 自動返却機導入
	5月	「本の通帳」導入 デジタルSKIPステーション映像ライブラリーの設置 3/12まで
令和 5年(2023年)	2月	図書館4館 Wi-Fi設置
	3月12日	熊谷市立熊谷図書館デジタルアーカイブの公開
	3月16日	熊谷直実・蓮生法師デジタルライブラリーの公開
	7月	江南図書館閲覧室南系統空調機改修工事 7/17～7/25
	10月	乳幼児集団検診が個別健診に変わったため、ブックスタート事業の名称をひよこ教室と変更
	10月	視覚障害者専用電子書籍システム「アクセシブルライブラリー」導入
令和 6年(2024年)	1月 4日	図書館4館 バリアフリー図書専用コーナー「りんごの棚」設置
	1月 9日	江南図書館北系統空調機改修工事 1/9～1/12
	6月	2023年7月24日の森村誠一氏ご逝去により、写真俳句コンテストの名称を『～森村誠一記念～第13回くまがや「写真俳句」コンテスト』に変更

2. 図 書 館 案 内

	熊谷図書館	妻沼図書館	大里図書館	江南図書館
所在地	〒360-0036 熊谷市桜木町 二丁目 33 番地 2	〒360-0202 熊谷市妻沼東 一丁目 1 番地	〒369-0101 熊谷市津田 1 番地 1	〒360-0107 熊谷市千代 325 番地 1
電 話 F A X	048-525-4551 048-525-4552	048-588-6878 048-588-6054	0493-36-1126 0493-39-0066	048-536-6303 048-536-6377
開館時間	全日 9 時～19 時	平 日 9 時～19 時 土日祝日 9 時～17 時	平日 9 時～19 時 土日祝日 9 時～17 時	平日 9 時～19 時 土日祝日 9 時～17 時
休館日	・月曜日(国民の休日に当たるときを除く) ・第 1 金曜日 ・国民の休日の翌日(土、日、国民の休日に当たるときを除く) ・12 月 28 日～ 1 月 4 日 ・特別整理期間	・火曜日(国民の休日に当たるときを除く) ・第 1 金曜日 ・国民の休日の翌日(土、日、国民の休日に当たるときを除く) ・12 月 28 日～ 1 月 4 日 ・特別整理期間	・月曜日(国民の休日に当たるときを除く) ・第 1 金曜日 ・国民の休日の翌日(土、日、国民の休日に当たるときを除く) ・12 月 28 日～ 1 月 4 日 ・特別整理期間	・火曜日(国民の休日に当たるときを除く) ・第 1 金曜日 ・国民の休日の翌日(土、日、国民の休日に当たるときを除く) ・12 月 28 日～ 1 月 4 日 ・特別整理期間
利用で きる人	熊谷市、行田市、東松山市、鴻巣市、深谷市、滑川町、嵐山町、吉見町、寄居町に居住し、又は通勤若しくは通学をしている人 太田市、千代田町、大泉町に居住している人			
貸出冊 数と貸 出期間	・貸出数 図書 10 点以内、視聴覚資料 3 点以内、電子書籍 1 点 (図書と視聴覚資料を借りる場合は合わせて 10 点以内) ・貸出期間 2 週間			
利用で きる資 料	一般書、児童書、参考 図書、郷土資料、新聞 (館内利用)、雑誌、古 文書、CDブック	一般書、児童書、参 考図書、郷土資料、 新聞(館内利用)、雑 誌、CD、DVD、ビ デオ	一般書、児童書、参考 図書、郷土資料、新聞 (館内利用)、雑誌、C D、DVD、ビデオ	一般書、児童書、参 考図書、郷土資料、 新聞(館内利用)、雑 誌、CD、DVD、 ビデオ(館内利用)
熊谷図書館 美術展示室、郷土資料展示室(熊谷図書館 3 階) 直通電話 048-525-9463 休 館 日 熊谷図書館と同じ 開館時間 9 時～17 時 業務内容 企画展示及び常設展示、各種講座・講演会				
熊谷市立熊谷図書館 熊谷駅前分室 所 在 地 〒360-0037 熊谷市筑波二丁目 82 番地 電話 048-524-6864 休 館 日 日曜日、12 月 29 日～1 月 3 日 開館時間 13 時～20 時 業務内容 予約資料の引渡及び資料の返却受取、リサイクル本の貸出、行政資料の閲覧				
熊谷文化創造館さくらめいと予約受取所・ブックポスト 予約資料の受取り及び資料の返却に対応 所 在 地 〒360-0846 熊谷市拾六間 111-1			籠原駅ブックポスト(北口) 資料の返却に対応 所 在 地 〒360-0841 熊谷市新堀 709-1	

3. 熊谷市立図書館協議会等

1 熊谷市立図書館協議会委員名簿

任期 令和6年8月7日～令和8年8月6日
(令和7年7月2日現在)

	推 薦 団 体 等	役 職 名	委員氏名
学校教育	熊谷市校長会（小学校）	校長（久下小学校）	齋藤 久美子
	熊谷市校長会（中学校）	校長（江南中学校）	大澤 聡
	熊谷市教育研究協議会 学校図書館部会	部長（妻沼小学校教諭）	根岸 優子
社会教育	熊谷市社会教育委員会議	委員	清水 栄子
	熊谷市文化連合	美術部長	勝谷 光利
	熊谷市美術家協会	部長	渡辺 文男
	くまがや共同参画を進める会	理事	佐々木 芳子
家庭教育	熊谷市地域子育て支援拠点 連絡会くまっしえ	会長	茂木 孝子
	家庭教育支援活動経験者	埼玉県家庭教育アドバイザー	齊藤 才子
学識経験者	熊谷市議会	議員	小島 正泰
	図書館管理運営経験者	元熊谷市立熊谷図書館 副館長	山崎 和子
	熊谷図書館美術郷土クラブ	書道クラブ会長	田中 みどり
	熊谷図書館嘱託者会議	嘱託者	浜島 義雄
	おはなしの会「ドロップス」	会長	西村 浩美
	おはなしボランティア すずの会	会長	橋本 佐智子

2 熊谷市子ども読書活動推進協議会委員名簿

任期 令和7年6月1日～令和9年5月31日
(令和7年7月1日現在)

	推 薦 団 体	役 職 名	委員氏名
学校関係	熊谷市校長会 (学校図書館部会顧問)	小学校 校長 (久下小学校)	齋藤 久美子
	熊谷市教育研究協議会 学校図書館部会	妻沼小学校	根岸 優子
		富士見中学校	両角 佳晃
	熊谷市私立幼稚園協会	東漸寺幼稚園	押田 春香
	熊谷市私立保育園園長会	箆原さみどり認定こども園	鈴木 順子
	おはなしボランティア	おはなしの会「虹」代表	上原 みえ子

関係 行政 機関	市民部	母子健康センター	保健師	本山 花絵
	福祉部	こども課	主幹	新島 徹
		保育課	主査	倉上 允
	教育委員会	学校教育課	指導主事	鈴木 陽介
		社会教育課	社会教育指導員	關根 真由美

3 熊谷市立熊谷図書館嘱託者会議名簿

任期 令和7年4月1日～令和8年3月31日
(令和7年7月1日現在)

分野	氏 名	所 属 等
民俗	飯塚 好	熊谷市文化財保護審議会委員（民俗）
	平井 加余子	熊谷市文化財保護審議会委員（郷土史研究家）
美術	石原 静枝	埼玉県美術家協会会員（写真家）
	浜島 義雄	熊谷市美術家協会顧問、朱麦会副会長
	白田 修	刀剣等研磨師（刀剣・小道具研究家）
	野沢 優	朱麦会会員、蒼騎会会員 ※パステル画クラブ指導者
	久保 孝久	日本画家、日本美術院特待
工芸	水上 嘉代子	女子美術大学非常勤講師（工芸・染織史）
歴史	来間 平八	熊谷市郷土文化会顧問（郷土史研究家）
	須長 宜久	熊谷市史編集委員（郷土史研究家）
	重田 正夫	埼玉県地方史研究会会長（郷土史研究家） ※くまがや古文書学習・研究会指導者
自然	秋元 敏行	元埼玉県理科教育研究会会長

4. 予算・決算

1 予算

単位 千円

区 分	令和7年度予算額	令和6年度予算額
熊谷市一般会計予算	79,700,000	72,900,000
教育費	7,032,692	6,689,019
(教育費/市予算)	8.82%	9.18%
社会教育費	2,016,565	1,875,760
(社会教育費/教育費)	28.67%	28.04%
図書館費	273,216	280,301
(図書館費/社会教育費)	13.55%	14.94%

2 指定事業予算

単位 千円

事業名	令和7年度予算額	令和6年度予算額
図書館管理運営経費	169,313	168,607
子ども読書活動推進事業	735	922
美術品等購入事業	1,200	
郷土図書刊行事業		1,443
子ども教室開設事業	333	376
森村誠一「写真俳句」チャレンジ事業	1,029	1,030
図書館アクセシビリティ事業	642	632
図書館郷土資料デジタル化推進事業	3,100	3,480
妻沼図書館大規模改修事業		9,000
展示品レプリカ作製事業	2,394	3,138
「友山・武香物語」マンガ制作事業	3,101	
合計	181,847	188,628

3 決算

単位 円

区 分	令和5年度決算額	令和4年度決算額
熊谷市一般会計決算	74,665,221,014	71,470,499,228
教育費	7,799,955,822	6,931,889,156
(教育費/市決算)	10.45%	9.70%
社会教育費	1,642,426,121	1,685,637,533
(社会教育費/教育費)	21.06%	24.32%
図書館費	246,644,286	271,931,669
(図書館費/社会教育費)	15.02%	16.13%

4 指定事業決算

単位 円

事業名	令和5年度決算額	令和4年度決算額
図書館管理運営経費	156,753,279	159,611,515
子ども読書活動推進事業	599,222	585,150
郷土図書刊行事業		1,400,365
美術品等購入事業	1,000,000	
子ども教室開設事業	285,020	256,489
森村誠一「写真俳句」チャレンジ事業	785,884	887,964
熊谷の魅力デジタル情報発信事業		27,377,059
「直実・蓮生物語」マンガ制作事業	2,758,184	
図書館アクセシビリティ事業	743,608	
合計	162,925,197	190,118,542

5. 令和7年度事業計画

1 図書館資料の整備と情報サービスの更なる充実

- (1) 図書館資料の整備・充実
 - ア 一般図書、児童図書、参考・郷土資料などの収集、整備
 - イ 一般利用者向け電子書籍の収集、利用促進
 - ウ 4図書館の分担保存体制の整備
- (2) 利用者へのサービスの充実
 - ア 市立図書館ネットワークの整備
 - イ 予約、リクエストサービスの充実
 - ウ レファレンスサービスの充実
 - エ ホームページ等による図書館情報の発信
- (3) 図書館協議会の実施 年2回
- (4) 移動図書館サービス事業の推進
 - 1 1ステーションを巡回
- (5) 福祉配本事業の実施 毎月1回（施設、家庭、シニアサービス）
- (6) 図書館から全国への情報発信
 - ア 出版物等を活用した情報発信
 - マンガ『友山・武香物語』の編集・刊行
 - イ 写真俳句コンテストによる情報発信
 - 「～森村誠一記念～第14回くまがや「写真俳句」コンテスト」を開催
- (7) 図書館実習生の受け入れ
 - ア 図書館実習スケジュール及びカリキュラムの策定
 - イ 図書館実習生への指導

2 視覚障害者が利用できる電子図書館システムの整備（図書館アクセシビリティ事業）

- (1) 視覚障害者用電子書籍サービスの利用促進
- (2) 大活字本、さわる絵本、布絵本などバリアフリー図書の充実
- (3) 4図書館への拡大読書機の設置

3 郷土熊谷に関するデジタル情報の発信

- (1) 熊谷図書館ホームページ等で「熊谷直実・蓮生法師デジタルライブラリー」の公開
- (2) 郷土図書等の修復、デジタル化及び公開
 - 傷みが激しいものから順次デジタル化する。

- (3) SNS 等を利用した郷土熊谷に関する情報の配信

4 子ども読書活動の推進

- (1) 子ども読書活動推進協議会

- ア 協議会 2 回
- イ 交流会 1 回
- ウ 研修会 1 回

- (2) 子ども向け事業

- ア おはなし会

熊谷図書館…第 2・4 土曜、妻沼図書館…第 2 土曜、大里図書館…第 3 土曜

- イ ちいさいこのおはなし会

熊谷図書館…原則第 3 金曜、妻沼図書館…原則第 1・3 木曜、
江南図書館…第 2・4 土曜

- ウ 出張おはなし会 依頼により随時

- エ 映画会

子ども映画会 4 図書館…年 3 回

- オ 子ども会

熊谷図書館…夏休み・クリスマス、妻沼図書館…夏休み、
大里図書館…夏休み・冬・春休み、江南図書館…夏休み

- カ 子ども図書館まつり 4 図書館

- キ 児童文化講座 熊谷図書館

- ク ブックスタート事業（熊谷母子健康センター）支援

- (3) 学校支援

調べ学習用資料の団体貸出、出張おはなし会、依頼に応じた授業支援

- ア おすすめパンフレットの発行、本の通帳の交付

- イ おはなしボランティア勉強会 4 図書館

- ウ 講座「家庭読書のすすめ」 依頼により随時実施

- (4) その他

- ア SNS 等を利用した子ども読書関連情報の配信

- イ 大人のための映画会 熊谷図書館…年 4 回

5 企画展及び各種講座・講演会等の実施

- (1) 資料の整備及び施設等の環境整備充実

- ア 展示室の環境保全

- イ 美術資料等の修復

- ウ 寄贈資料の受入れ

- エ 展示品レプリカの作製（国指定重要文化財「熊谷家文書」のうち 4 点）

オ 美術品等購入

(2) 企画展及び各種講座・講演会等の実施

ア 展示事業の充実

名 称	会 期
熊谷の 5 つの歴史と美術展（常設展）	4 月 1 日～ 3 月 31 日
・連携展 立正大学博物館 「立正大学を掘ってみた」	5 月 27 日～ 7 月 6 日
・ミニ企画展 油彩画・清水信二展	4 月 1 日～ 6 月 8 日
水彩画・森田芳一展	6 月 10 日～ 9 月 7 日
油彩画・根岸英二展	9 月 9 日～12 月 7 日
油彩画・明石真三展	12 月 9 日～ 3 月 1 日
水彩画・古澤正守展	3 月 3 日～
～恒友・喜一・明正・武久・恭三～ 熊谷の洋画の系譜展	3 月 22 日～ 5 月 18 日
～戦後 8 0 周年～熊谷空襲の記憶と平和の継承展	7 月 19 日～ 8 月 31 日
～没後 7 0 周年記念～心象の写真家・佐藤虹二展	11 月 22 日～12 月 27 日
～春の美術展～洋画家・山田郁子展	令和 8 年 3 月 21 日～

イ 講座等の開設による学習機会の拡充

「熊谷の洋画の系譜展」展示解説会	4 月 25 日
郷土史講座 テーマ「熊谷の仏像・仏画について」	5 月 20 日・27 日 6 月 3 日・10 日
熊谷市誕生 2 0 周年記念文化財講座 テーマ「熊谷の文化財と文化遺産」	6 月 17 日・24 日 7 月 1 日
「熊谷空襲の記憶と平和の継承展」記念講座	7 月 29 日、8 月 5 日
体験学習会「水彩画に親しもう」	9 月 12 日・19 日・26 日
「心象の写真家・佐藤虹二展」記念講演会	11 月 28 日
熊谷の歴史を学ぶ会	毎月第 4 土曜日
子ども自然科学教室	毎月第 2 土曜日
子ども歴史教室	毎月第 4 土曜日

ウ 美術、郷土クラブ活動への支援

エ ホームページ等による企画展情報の発信

オ 熊谷図書館嘱託者会議

(3) 個別施設計画に基づく、博物館、図書館・美術館施設の検討

ア 博物館整備に向けた事前調査の検討

イ 博物館、図書館・美術館施設整備スケジュールの検討

(4) 博物館実習生の受け入れ

ア 博物館実習スケジュール及びカリキュラムの策定

イ 博物館実習生への指導

6. 令和6年度図書館利用統計

I 資料

1 蔵書数

	熊谷館	移動図書館	妻沼館	大里館	江南館	合計
一般書	117,508冊	7,509冊	63,959冊	36,044冊	41,172冊	266,192冊
参考図書	6,828冊	0冊	1,533冊	525冊	446冊	9,332冊
郷土資料	20,340冊	1冊	2,650冊	1,052冊	1,126冊	25,169冊
一般洋書	1冊	0冊	0冊	2冊	0冊	3冊
小計	144,677冊	7,510冊	68,142冊	37,623冊	42,744冊	300,696冊
児童書	49,813冊	9,546冊	34,331冊	20,211冊	25,033冊	138,934冊
児童参考図書	1,977冊	0点	159冊	79冊	148冊	2,363冊
紙芝居	335冊	208点	945冊	578冊	619冊	2,685冊
児童洋書	682冊	0点	13冊	183冊	65冊	943冊
小計	52,807冊	9,754冊	35,448冊	21,051冊	25,865冊	144,925冊
視聴覚資料	CD	864点	0点	1,509点	1,569点	5,853点
	DVD	97点	0点	759点	1,188点	2,600点
	ビデオテープ	0点	0点	29点	75点	109点
	カセットテープ	317点	0点	329点	0点	755点
小計	1,278点	0点	2,626点	2,832点	2,581点	9,317点
一般雑誌	10,137冊	1点	1,927冊	1,672冊	1,040冊	14,777冊
児童雑誌	1,747冊	0点	3,627冊	458冊	513冊	6,345冊
小計	11,884冊	1冊	5,554冊	2,130冊	1,553冊	21,122冊
合計	210,646点	17,265点	111,770点	63,636点	72,743点	476,060点

2 年間受入冊数

受入	5,811冊	769冊	3,268冊	3,122冊	2,236冊	15,206冊
除籍	5,274冊	2,178冊	1,679冊	2,849冊	3,745冊	15,725冊
年間増減	537冊	-1,409冊	1,589冊	273冊	-1,509冊	-519冊

3 受入タイトル数

	熊谷館	妻沼館	大里館	江南館
受入雑誌数	133種	73種	61種	45種
受入新聞数	11紙	10紙	8紙	8紙

4 さくら号積載数

約1,700冊

5 駅前分室収蔵数

約3,500冊

6 電子書籍所蔵数

16,846点

II サービス

1 開館日数

	熊谷館	妻沼館	大里館	江南館	駅前分室
開館日数	286日	290日	288日	290日	308日

2 利用者延べ数

	熊谷館	妻沼館	大里館	江南館	合計	
延利用数	141,803件	44,511件	26,575件	27,741件	240,630件	
(うち団体)	12,249団体	2,375団体	708団体	2,219団体	17,551団体	
	駅前	文化創造館	移動図書館	福祉	合計	総合計
延利用数	3,450件	6,551件	3,073件	107件	13,181件	253,811件
(うち団体)	0団体	48団体	50団体	67団体	165団体	17,716件

3 登録者数等（全館一括計上）

個人登録者数(累計)	166,075人
うち市内登録数	152,712人
うち市内13歳～18歳	10,306人
うち市内 0歳～12歳	7,940人
団体登録数	845件
相互貸借館登録数	158件

4 閲覧席数

熊谷館	妻沼館
58席	98席
大里館	江南館
42席	26席

5 貸出数（個人＋団体）

	熊谷館	妻沼館	大里館	江南館	移動図書館	合計
一般書	229,330冊	88,782冊	46,398冊	46,570冊	9,574冊	420,654冊
郷土資料	1,981冊	58冊	108冊	61冊	2冊	2,210冊
小計	231,311冊	88,840冊	46,506冊	46,631冊	9,576冊	422,864冊
児童書	120,456冊	66,729冊	48,838冊	43,348冊	5,189冊	284,560冊
紙芝居	1,689冊	1,231冊	965冊	842冊	67冊	4,794冊
児童洋書	512冊	14冊	70冊	6冊	2冊	604冊
小計	122,657冊	67,974冊	49,873冊	44,196冊	5,258冊	289,958冊
一般雑誌	9,869冊	8,379冊	5,868冊	2,682冊	136冊	26,934冊
児童雑誌	2,182冊	1,507冊	668冊	615冊	26冊	4,998冊
小計	12,051冊	9,886冊	6,536冊	3,297冊	162冊	31,932冊
A V 資料						
CD	1,037点	2,069点	1,919点	2,537点	16点	7,578点
DVD	742点	3,121点	1,962点	2,435点	11点	8,271点
ビデオテープ	4点	0点	10点	0点	0点	14点
カセットテープ	0点	0点	0点	25点	0点	25点
小計	1,783点	5,190点	3,891点	4,997点	27点	15,888点
合計	367,802点	171,890点	106,806点	99,121点	15,023点	760,642点
うち団体貸出	33,877点	6,749点	2,475点	4,575点	817点	48,493点

	文化創造館	駅前分室	福祉	合計	電子書籍	総合計
一般書	6,500冊	4,237冊	1,084冊	11,821冊		432,475冊
郷土資料	10冊	10冊	0点	20冊		2,230冊
小計	6,510冊	4,247冊	1,084冊	11,841冊		434,705冊
児童書	3,826冊	772冊	507冊	5,105冊		289,665冊
紙芝居	5冊	3冊	174冊	182冊		4,976冊
児童洋書	7冊	0冊	0冊	7冊		611冊
小計	3,838冊	775冊	681冊	5,294冊		295,252冊
一般雑誌	469冊	267冊	18冊	754冊		27,688冊
児童雑誌	27冊	15冊	0冊	42冊		5,040冊
小計	496冊	282冊	18冊	796冊		32,728冊
A V 資料						
CD	120点	62点	0点	182冊		7,760点
DVD	44点	20点	0点	64冊		8,335点
ビデオテープ	1点	0点	0点	1冊		15点
カセットテープ	0点	0点	0点	0点		25点
小計	165点	82点	0点	247点		16,135点
合計	11,009点	5,386点	1,783点	18,178点	1,899点	780,719冊
うち団体貸出	129点	点	1,468点	1,597点		50,090点

6 相互貸借

貸出	5,458冊
借受	3,589冊

7 福祉配本サービス（内数）

個人	40回	315冊
施設	67回	1,468冊

8 WiFi利用者数

熊谷	妻沼	大里	江南
延べ5,204人	延べ1,765人	延べ1,051人	延べ1,087人

9 インターネット閲覧サービス

	熊谷館	妻沼館	大里館	江南館	合計
端末数	2台	1台	1台	1台	5台
利用件数	1,014件	580件	577件	53件	2,224件

※各館とも制限時間は、60分

10 その他

	熊谷館	妻沼館	大里館	江南館	合計	うちWEB予約
文献複写	3,341枚	744枚	388枚	162枚	4,635枚	(125,455件)
予約リクエスト提供数	129,814件	6,029件	3,263件	4,265件	143,371件	
レファレンス	464件	1,137件	542件	366件	2,509件	
視聴覚端末数		5台	4台	3台	12台	

※予約本の受取場所は図書館4館の他に駅前分室、文化創造館、移動図書館がある。

Ⅲ サービス指標（※人口は令和7年4月1日現在）

1 人口1人当たりの貸出冊数

貸出冊数	人 口	貸出冊数/人口
780,719冊	190,341人	4.10冊

2 登録率

個人登録者数	人 口	登録者数/人口
166,075人	190,341人	87.25%

3 登録者1人当り貸出冊数

貸出冊数	個人登録者数	貸出冊数/登録者数
780,719冊	166,075人	4.70冊

4 蔵書回転率

貸出冊数	蔵書冊数	貸出冊数/蔵書冊数
780,719冊	476,060冊	1.64回

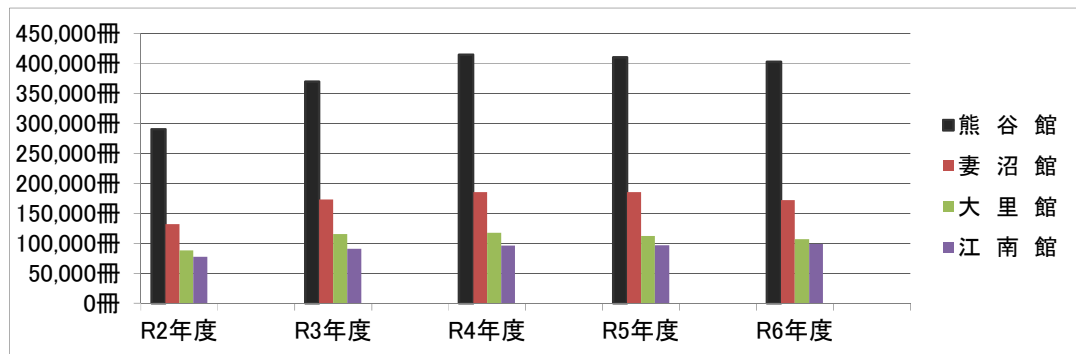
5 人口1人当り蔵書冊数

蔵書冊数	人 口	蔵書冊数/人口
476,060冊	190,341人	2.50冊

Ⅳ 利用状況等推移

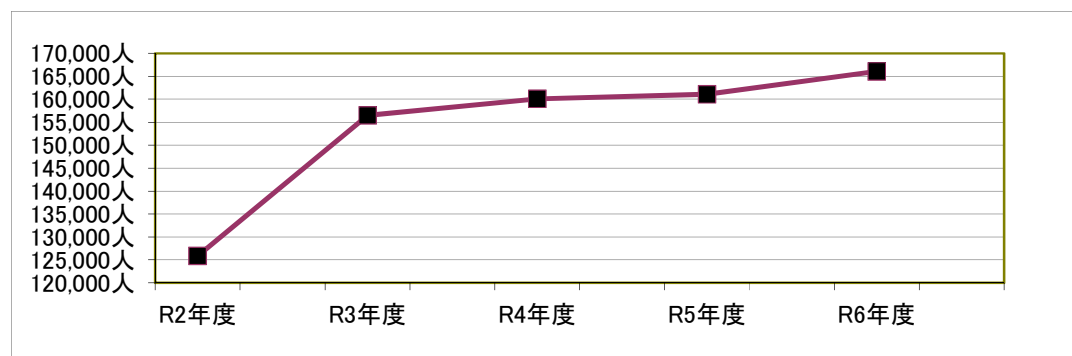
1 貸出数

	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度	2023 R5年度	2024 R6年度
熊谷館	290,309冊	369,680冊	414,525冊	410,625冊	402,902冊
妻沼館	132,096冊	172,913冊	185,671冊	185,341冊	171,890冊
大里館	88,108冊	115,466冊	117,812冊	112,180冊	106,806冊
江南館	77,324冊	90,945冊	95,948冊	96,714冊	99,121冊
合 計	587,837冊	749,004冊	813,956冊	804,860冊	780,719冊
うち移動図書館	19,882冊	22,567冊	16,510冊	14,670冊	15,023冊



2 個人登録者数

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
4館合計	125,859人	156,498人	160,122人	161,103人	166,075人



7. 令和6年度図書館事業報告

I 熊谷図書館

1 移動図書館(さくら号)

11ステーション 巡回日数 108 日

別府第3公園	文化創造館さくらめいと	大幡公民館	
新堀公民館	玉井公民館	さいとう小児科歯科駐車場	大麻生公民館
星宮公民館	籠原公民館	籠原体育館	別府公民館

2 おはなし会、集会行事等

内 容		開催予定日	対 象	回 数	参加者
おはなし会		第2、第4土曜日 *8月と12月は1回	4歳～小学生	21回	子ども 130人
					大人 106人
					計 236人
ちいさいこのおはなし会		第3金曜日	乳幼児と保護者	21回	乳幼児 205人
					保護者 200人
					計 405人
子ども映画会		7/28、10/20、3/16	幼児～大人	3回	116人
子ども会(夏、冬)		7/26、12/25	幼児～小学生	2回	56人
子ども図書館まつり		4/29	小学生	1回	12人
子ども読書活動推進交流会		11/22	子ども読書関係者、一般	1回	95人
ブックスタート		毎月2回	乳児健診受診者	24回	484組
児童文化講座		2/4	大人	1回	14人
「熊谷の昔ばなし」をきく会		1/18	大人	1回	10人
保育士・幼稚園教諭等 研修会		8/23	市内 保育士、 幼稚園教諭	1回	20人
大人のための映画会		4/24、6/26、9/25、 2/28	大人	4回	190人
学校支援	授業支援	6/27、7/4、7/5	中学生	3クラス	90人
	特別支援関係	申込なし	小学生	0回	0人
おはなし会ボランティア向け勉強会		原則第2・4水曜	おはなしの会「ドロップス」	24回	225人
		原則第4水曜	おはなしの会「ドロップス」絵本	11回	115人
		原則第1水曜(8、1月お休み)	ちいさいこのおはなし会「ととけっこう」	9回	73人
出張おはなし会		依頼に応じて随時	乳幼児／4才～小学生	15回	324回
本の通帳累計発行数 ※H26.10月からR4.2月まで「読書通帳」 発行数 49,372冊 ※R4.3月図書館システム更新にともない「本の通帳」と名称変更				61,385冊	

3 配本事業

福祉配本	毎月1回 第2金曜日 障がい者家庭、施設に配本 家庭：3人 315冊 施設：4施設 1,468冊（4館連絡車による配本）
シニアサービス	毎月1回 大里広域包括支援センターの市内7施設を巡回 団体貸出：4施設（3施設休止中） 2,460冊

4 写真俳句事業

(1)

応募総数	表 彰	入賞作品展示
1,409点	【ジュニアの部】 特選1点、入選9点 （うち熊谷賞2点） 【一般の部】 特選4点、入選11点 （うち熊谷賞1点）	展 示：令和6年12月11日～12月22日 会 場：文化センター市民ギャラリー 来場者：252人 表彰式：12月22日

＊募集期間：令和6年6月4日～9月30日

(2) はじめての「写真俳句」講座

応募も相当数で推移していることから開催せず廃止とした。

5 その他

施設見学	市内小学校	15校	905人
職場体験学習	市内中学校	2校	8人
学校等団体貸出	市内小中学校	17校	637冊

II 妻沼図書館

1 おはなし会等

内 容	開 催 日	対 象	回 数	参加者
おはなし会	第2土曜日	4歳～小学生	12回	68人
ちいさいこのおはなし会	第1、3木曜日	乳幼児と保護者	22回	100人
おはなし会ボランティア向け勉強会	第1金曜日（8月中止）	おはなしの会「泉」	11回	73人
	第2土曜日	絵本ボランティアの会	12回	88人
子ども映画会	7/20、12/21、3/22	幼児～一般	3回	48人
子ども会	8/8	幼児～小学生	1回	12人
子ども図書館まつり	11/4	小学生	1回	7人

2 その他

施設見学	市内小学校	4校	136人
職場体験学習	市内中学、高校	2校	8人
学校等団体貸出		2件	78冊

Ⅲ 大里図書館

1 おはなし会等

内 容	開 催 日	対 象	回 数	参加者
おはなし会	第3土曜日 7、12、3月は子ども会	4歳～小学生	11回	93人
夜のおはなし会	10/25（すずの会主催）	4歳～小学生	1回	9人
おはなし会ボランティア向け勉強会	第3水曜日	すずの会	12回	111人
子ども映画会	8/12、10/20、3/20	幼児～一般	3回	37人
子ども会	7/26、12/21、3/28	幼児～小学生	3回	85人
子ども図書館まつり	5/3	小学生	1回	15人

2 その他

施設見学	市内小学校	2校	64人
職場体験学習	市内小、中学校	1校	3人
学校等団体貸出		0件	0冊

Ⅳ 江南図書館

1 おはなし会等

内 容	開 催 日	対 象	回 数	参加者
ちいさいこのおはなし会	第2、4土曜日	乳幼児と保護者	23回	178人
おはなし会ボランティア向け勉強会	第2水曜日	こうなん「花みずき」	12回	110人
子ども映画会	7/28、12/22、3/30	幼児～一般	3回	42人
子ども会	8/9	幼児～小学生	1回	20人
子ども図書館まつり	10/13	小学生	1回	8人

2 その他

施設見学	市内小学校	2校	88人
職場体験学習	市内小、中学校	0校	0人
学校等団体貸出	市内小学校	2件	71冊

8. 令和6年度 美術・郷土資料展示室事業報告

1 展示事業

区 分	事 業 名	会 期 〔会期日数〕	利 用 人 員 〔一日平均〕
歴 史	ー所蔵資料を中心としてー 熊 谷 の 5 つ の 歴 史 と 美 術 展 ※ミニ展示コーナー ①直実・蓮生の浮世絵展(芝居絵) ②追悼・森村誠一の証明展 ③日本画・吉原雅風展 ④写真家・日向清次展 ⑤油彩画・清水信二展 ※特別展示 東善寺の阿弥陀さま展	4/2(火)～3/31(月) 前年度からの継続事業 〔281〕 4/ 1(火)～ 6/ 6(木) 6/ 8(土)～ 9/ 8(日) 9/10(火)～12/ 1(日) 12/ 3(火)～ 3/ 2(日) 3/ 4(火)～ 7/2(火)～9/1(日)	12,061 人 〔43 人〕
美 術	～熊谷を代表する美術作家による～ 市立熊谷図書館所蔵品展	4/ 2(火)～ 5/19(日) 〔40 日〕	2,108 人 〔53 人〕
自然科学	第15回自然科学展～さいたまの動物 たち～	7/20(土)～ 8/29(木) 〔34 日〕	2,820 人 〔83 人〕
美 術	～熊谷ゆかりの南画家の系譜～ 奥原晴湖とその弟子たち展	10/26(土)～12/ 1(日) 〔31 日〕	1,682 人 〔55 人〕
美 術	～恒友・喜一・明正・武久・恭三～ 熊谷ゆかりの洋画の系譜展	3/22(土)～ 5/18(日) ※令和6年度分〔8 日〕	571 人 〔72 人〕

2 教育普及事業

(1) 成人対象事業

区 分	事 業 名	実施日	講 師	参加人員
講 座	郷土史講座 「熊谷の誇る偉人たち」	4/23(火)	柳 毅 氏 (『坂東に洋画の光を』執筆者)	51 人
		5/14(火)	菅谷浩之 氏 (熊谷市文化財保護審議会会長)	47 人
		5/21(金)	蛭間健悟 氏 (熊谷市史編さん室学芸員)	42 人
		5/28(火)	高橋 修 氏 (茨城大学人文社会科学部教授)	49 人
		6/ 4(火)	重田 正夫 氏 (埼玉県地方史研究会会長)	47 人

講 座	郷土史講座 「熊谷の誇る偉人たち」	6/11(火)	米山 実 氏 (くまがい探偵団顧問)	48 人
		6/18(火)	尾崎 泰弘 氏 (飯能市立博物館館長)	39 人
		全 7 回		[323 人]
講 座	「東善寺の阿弥陀さま展」 記念特別講座	7/1(月)	林 宏一 氏 (熊谷市史仏像・仏画専門部会部会長)	57 人
講 座	自然科学展記念講座	7/30(火)	奥村 みほ子 氏 (埼玉県立自然の博物館学芸員)	26 人
講 座	「奥原晴湖とその弟子たち展」 記念講演会	10/29(火)	仲町 啓子 氏 (実践女子大学名誉教授 ・秋田県立近代美術館特任館長)	37 人
体験学習	体験学習会 「初心者からの水彩画」	11/ 8(金)	服部 宏之 氏 (朱麦会会長 ・熊谷市美術展審査員)	9 人
		11/15(金)	浜島 義雄 氏 (熊谷市美術家協会顧問 ・熊谷市美術展審査員)	9 人
		11/22(金)		9 人
		11/29(金)		9 人
		全 4 回		36 人
修了式 (アトラク ション)	美術・郷土教養講座に参加して (美術・郷土教養講座修了式)	3/25 (火)	内野 謙 氏 (シャンソンミニコンサート)	90 人

※各講演会、講座等について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、60 名定員での募集とした。

(2) 一般対象特別事業

区分	事業名	実施日	講師	参加人員(総参加者数)[一日平均]
講座	熊谷の歴史を学ぶ会	毎/第 4 土曜日	菅谷浩之	17 人 (168 人) [15 人]

※ 2 月は改修工事による閉館のため休講とした。

(3) 児童・生徒対象事業 (小学校 5、6 年生)

区分	事業名	実施日	講師	参加人員(総参加者数)[一日平均]
講座	子ども自然科学教室	毎/第 2 土曜日	秋元敏行	41 人 (380 人) [31 人]
〃	子ども歴史教室	毎/第 4 土曜日	菅谷浩之	18 人 (92 人) [8 人]

※ 2 月の子ども歴史教室は改修工事による閉館のため休講とした。

3 嘱託者委嘱

(1) 委嘱

ア 期 間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

イ 嘱 託 者 秋元敏行、飯塚 好、石原静枝、久保孝久、来間平八、重田正夫、須長宜久、
野澤 優、白田 修、浜島義雄、平井加余子、水上嘉代子(敬称略)

(2) 会議

ア 嘱託者会議の開催 : 令和6年5月17日(金) 午後

(3) 専門分野の指導助言

ア 各担当分野の展示事業及び教育普及事業に対する指導助言 : 随時

4 図書等の刊行

(1) 『くまがやの文化財と文化遺産』

編集発行: 令和7年3月31日

(2) その他

ア 各種展示会のパンフレット

イ 各種講演会及び講座等の資料編集

5 資料収集及び整理事業

(1) 寄贈

ア 美術資料

	作 品 名	種 別	大きさ (cm)	制 作 者	備 考	寄贈者
1	打刀	工芸品	長さ67.7、反り1.7	不明	銘 兼(以下不明)	森村哲郎
2	蓮生・桜花舞う	工芸品	48.0×68.0	小暮照子	人形・ケース	小暮照子
3	森田恒友作品	油彩画・ デッサン	—	森田恒友	油彩画 48 点 デッサン 105 点	森田恒之
4	荻野吟子肖像画(模写)	油彩画	26.5×20.0	金子浩三	ハレパネ	金子はる江
5	長歌	書	139.5×31.0	安藤野雁		石川尚子
6	福祿寿	日本画	52.5×26.3	樋口春翠		石川尚子
7	小鳥	日本画	102.5×30.5	野中南湖		石川尚子
8	犬乃親子之図	日本画	126.5×49.0	小杉香雪		石川尚子
9	書	書	135.5×61.0	小杉香巒		石川尚子
10	書	書	133.5×42.5	石坂養平		石川尚子
11	秋田之詩	書	138.5×66.5	根岸友山		石川尚子
12	鯉	日本画	129.5×54.0	岩田雀里		石川尚子
13	秋景山水之図	日本画	129.5×41.0	瀧脇晴華		石川尚子
14	春山水	日本画	126.5×42.0	吉原雅風		石川尚子
15	菊	書	33.3×51.5	野口雪江		石川尚子
16	鯉	日本画	110.5×49.0	岩田霞岳		石川尚子
17	詠牡丹詩	書	105.0×49.5	寺門静軒		石川尚子
18	花卉図 合作	日本画	133.5×61.0	奥原晴湖 ほか4名		馬場久子

イ 民俗資料、歴史資料、戦時資料等

	資料名	種別	備 考	寄贈者
1	古写真	郷土資料	9 点	松崎信夫
2	軍隊手帳	歴史資料	日清・日露戦争時	齊藤 裕
3	家相図・地相図	民俗資料		関根一三
4	陶製手榴弾	戦時資料	18 点	矢島正幸
5	田山花袋和歌	文学資料		加藤仙太郎
6	熊谷染関連資料一式	郷土資料	型紙約 1 万枚ほか染色工場用具一式	横田 透

(2) 資料の修復

ア 美術資料の修復

- ・「源平布引瀧」 2 点、「二張弓千種重藤」、「無題」、合計浮世絵 4 点

額修復

イ 刀剣手入れ

- ・ 短刀 氏房 (室町末期～桃山) 刃長 27.5cm
- ・ 脇指 兼辻 (江戸) 刃長 56.4cm
- ・ 短刀 備前国住長船清光 (室町末期) 刃長 29.2cm
- ・ 脇指 兼元 (室町末期) 刃長 30.3cm
- ・ 刀 肥前国河内大掾藤原正広 (江戸) 刃長 69.4cm
- ・ 刀 肥前国出羽大掾行広 (江戸) 刃長 72.4cm
- ・ 脇指 家助 (室町初期) 刃長 39.5cm
- ・ 短刀 兼重 (室町末期) 刃長 27.3cm
- ・ 刀 無銘 (室町最末期) 刃長 74.8cm
- ・ 刀 無銘 (室町最末期) 刃長 69.5cm

6 資料貸出事業

資料区分	資 料 名	点数	貸 出 先	期 間
美術資料	油彩画「星溪園」清水信二	1	熊谷市市長公室秘書課	R6/4/1 ～ R9/3/31
	油彩画「河原松山(春)」大久保隆史	1	〃	〃
	油彩画「熊谷市街の遠望(秋)」新井信一	1	〃	〃
	日本画「春雪夢殿」大野百樹	1	〃	〃
	日本画「熊谷草」大野百樹	1	〃	〃
	金子兜太句碑原紙	4	〃	〃
	油彩画「旧桜土手」原田二郎	1	熊谷市議会事務局	R6/ 2/26～ 5/31
	熊谷染型紙「植物 桜 松 源氏香」	1	〃	〃
	熊谷染型紙「動物 蝶」	1	〃	〃
	熊谷染型紙「幾何学 三角 たて縞」	1	〃	〃
	油彩画「紅葉の谷川岳」森田芳一	1	〃	R6/8/22 ～ 11/30

	熊谷染型紙「植物 花」	1	〃	〃
	熊谷染型紙「生活・器物 分銅 松 千鳥 竹」	1	〃	〃
	熊谷染型紙「幾何学 花入り亀甲 菊」	1	〃	〃
	油彩画「平塚雪景」根岸英二	1	〃	R6/11/27 ～R7/2/28
	熊谷染型紙「植物 竹の輪 石垣 霞」	1	〃	〃
	熊谷染型紙「小紋 亀甲繫ぎ」	1	〃	〃
	熊谷染型紙「幾何学 立涌 六弥太格子」	1	〃	〃
	油彩画「野鳥の森近くの大麻生土手の桜」古澤正守	1	〃	R7/ 2/21～ 5/31
	熊谷染型紙「植物 桜」	1	〃	〃
	熊谷染型紙「動物 蝶」	1	〃	〃
	熊谷染型紙「幾何学 三本格子」	1	〃	〃
	油彩画「楊井春色」志邨武久	1	大里アスネット	R6/ 4/ 1 ～R7/ 3/31
	油彩画「伊浜風景」志邨武久	1	江南ピピア	〃
	油彩画「春風陽光」志邨武久	1	江南行政センター	〃
	油彩画「谷合いの桜」志邨武久	1	妻沼中央公民館	〃
	油彩画「青い岩」志邨武久	1	妻沼行政センター	〃
	油彩画「ミモザ」志邨武久	1	市長応接室	〃
	油彩画「小さな花たち」志邨武久	1	大里行政センター	〃
	油彩画「伊浜風景」志邨武久	1	朱麦会	R6/6/23 ～ 7/4
	書籍『大都会』森村誠一	1	町田市民文学館	R6/10/11 ～ 12/27
	書籍『幻の墓』森村誠一	1	〃	〃
	書籍『銀の虚城』森村誠一	1	〃	〃
	書籍『分水嶺』森村誠一	1	〃	〃
	書籍『むごく静かに殺せ』森村誠一	1	〃	〃
その他	マスコット人形「サイターマン」	1	埼玉県立歴史と民俗の博物館	R6/4/1～R7/3/31
	さいたま博鯉のぼり	1	〃	〃
	88' さいたま博覧会公式ガイドブック	1	〃	〃
	さいたま博ガイドマップ	1	〃	〃
	88 ‘さいたま博情報誌	5	〃	〃
	熊谷空襲関連資料・パネル貸出キット	1	熊谷市総務部庶務課	R6/8/5～ 8/9
	熊谷空襲関連資料・パネル貸出キット	1	被爆写真展実行委員会	R6/8/20～ 8/23
	東武鉄道妻沼線写真パネル	20	はなぶさ苑妻沼地域交流サロン	R6/11/29～ 12/13

7 施設等管理業務委託事業

(1) 展示室調光設備保守点検業務（契約期間：令和7年1月7日～1月27日 実施日：令和7年1月20日）

ア 調光装置電源盤の清掃及び動作確認

イ 調光装置の清掃及び動作確認

ウ 展示ケース内の照度測定及び調整

(2) 展示室等特別清掃業務（契約期間：令和7年1月7日～1月27日 実施日：令和7年1月20日）

ア 美術展示室及び入り口ホールの清掃

- イ 固定展示ケース内の床の清掃
- ウ 固定展示ケース及び可動式展示ケースのガラス清掃
- エ 美術展示室内の照明器具類及び可動式展示ケースの照明器具類の清掃
- オ その他現場で別途指示

(3) 収蔵庫等くん蒸業務（契約期間：令和6年6月3日～7月1日 実施日：令和6年6月3日）

- ア 3F収蔵庫のくん蒸
- イ 3F美術郷土研究室のくん蒸
- ウ 2F閉架書庫のくん蒸

8 クラブ 活動育成事業

ク ラ ブ 名	定 例 日	参加人員	指 導 者
写 真	第3土曜日	9	北 熊市
水 墨 画	第1日曜日及び第3土曜日	7	納富 舟峰
製 本 ・ 装 幀	第3水曜日	18	(岩崎 博)
水 彩 画	第1と第3土曜日	9	原口 一明
書 道	第2と第4土曜日	14	石原 裕子
パ ス テ ル 画	第1と第4水曜日	9	野澤 優
油 彩 画	第2と第3日曜日	9	服部 宏之
古文書学習・研究会	第2と第4木曜日 研究部会・第4木曜日	22	重田 正夫
和 裁	毎週木曜日	12	久保 恵子
直実・蓮生を学ぶ会	第1土曜日 研究部会・第3土曜日	18	歴史学者・郷土史家・ 文学者・他

※ 参考 10クラブ 総参加人員 127人

※ 9/21より水彩画クラブ休止

9 展示品レプリカ作製事業（契約期間：令和6年5月17日～令和7年3月24日）

ア レプリカ対象資料 「埴輪 短甲の武人」 東京国立博物館所蔵

10 博物館実習生の受入

令和3年度から、各大学の学芸員課程履修生による博物館実習の受入を行っている。

実習日数：7日間 カリキュラムは文化庁の指針に基づく。

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6
博物館実習生	4人	2人	3人	4人

9. 図書館条例その他規則等

○熊谷市立図書館条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 110 号

(設置)

第 1 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 10 条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
熊谷市立熊谷図書館	熊谷市桜木町二丁目 33 番地 2
熊谷市立熊谷図書館熊谷駅前分室	熊谷市筑波二丁目 82 番地
熊谷市立妻沼図書館	熊谷市妻沼東一丁目 1 番地
熊谷市立大里図書館	熊谷市津田 1 番地 1
熊谷市立江南図書館	熊谷市千代 325 番地 1

一部改正〔平成 18 年条例 48 号・112 号〕

(職員)

第 3 条 図書館に館長及び専門的職員を置き、その他必要と認める職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、熊谷市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 27 日条例第 48 号)

この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 27 日条例第 112 号)

この条例は、平成 19 年 2 月 13 日から施行する。

○熊谷市立図書館条例施行規則

平成 17 年10 月 1 日教育委員会規則第 43 号

(目的)

第 1 条 この規則は、熊谷市立図書館条例(平成 17 年条例第 110 号)第 4 条の規定に基づき、熊谷市立図書館(以下「図書館」という。)の管理運営に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(休館日)

第 2 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長は、特別の事情があるときは、教育委員会に諮り、休館日を変更し、又は臨時に休館日設けることができる。

(1) 熊谷図書館及び大里図書館

ア 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「国民の休日」という。)又は熊谷図書館(美術・郷土展示室を除く。))においては熊谷市立小・中学校管理規則(平成 17 年教育委員会規則第 16 号)第 3 条第 6 号に規定する夏季休業日に当たるときを除く。)

イ 国民の休日の翌日(この日が国民の休日並びに日曜日及び土曜日に当たるときを除く。)

ウ 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日

エ 館内整理日(毎月第 1 金曜日。ただし、この日が国民の休日に当たるときは、第 2 金曜日とする。)

オ 特別整理期間(年間 14 日以内)

(2) 熊谷図書館熊谷駅前分室

ア 日曜日

イ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(3) 妻沼図書館及び江南図書館

ア 火曜日(この日が国民の休日に当たるときを除く。)

イ 国民の休日の翌日(この日が国民の休日並びに日曜日及び土曜日に当たるときを除く。)

ウ 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日

エ 館内整理日(毎月第 1 金曜日。ただし、この日が国民の休日に当たるときは、第 2 金曜日とする。)

オ 特別整理期間(年間 14 日以内)

一部改正〔平成 18 年教委規則 5 号・16 号・19 年 17 号・22 年 2 号・31 年 10 号・令和元年 14 号〕

(利用時間)

第 3 条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。

(1) 熊谷図書館 午前 9 時から午後 7 時まで

(2) 熊谷図書館熊谷駅前分室 午後 1 時から午後 8 時まで

(3) 大里図書館、妻沼図書館及び江南図書館 午前9時から午後7時（利用日が国民の休日並びに日曜日及び土曜日に当たるときは、午後5時）まで

2 館長は、必要と認めるときは、教育委員会に諮り、前項に規定する利用時間を変更することができる。

一部改正〔平成18年教委規則5号・16号・19年17号・24年6号・26年1号・27年1号・30年2号・令和元年14号〕

（利用の制限）

第4条 この規則又は館長の指示に従わないものに対しては、図書館の利用を禁止することができる。

（損害賠償）

第5条 利用者が自己の責に帰すべき事由により、図書館の施設設備又は備品若しくは資料を破損、汚損若しくは亡失したときは、現品又は館長が相当と認める代価をもって賠償しなければならない。

（個人貸出し）

第6条 図書館資料の個人館外貸出しを受けることのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 本市、行田市、東松山市、鴻巣市、深谷市、滑川町、嵐山町、吉見町又は寄居町に居住し、又は通勤し、若しくは通学している者
- (2) 太田市、千代田町又は大泉町に居住している者
- (3) 館長が特別の理由があると認めた者

一部改正〔平成18年教委規則5号・19年17号・25年6号・30年8号〕

（団体貸出し）

第7条 図書館資料の団体館外貸出しを受けることのできる団体は、市内の公共団体、学校、社会教育関係団体、事業所又は館長が認めた団体（以下「団体」という。）とする。

全部改正〔平成25年教委規則6号〕

（利用手続）

第8条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用申込書（個人）（様式第1号）を提出するとともに、第6条第1号又は第2号の市又は町に居住する者にあつては住所を証明する書類を、通勤し、又は通学している者にあつては当該書類及び通勤先又は通学先を証明する書類等を提示し、利用カード（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 図書館資料の貸出しを受けようとする団体は、利用申込書（団体）（様式第3号）を提出し、館長の承認を受け、前項の利用カードの交付を受けなければならない。

3 利用カードは、利用の都度提示しなければならない。

4 利用カードの記載事項に変更があったとき、又は紛失したときは、速やかに館長に届けなければならない。

5 交付を受けた利用カードは、他人又は他の団体に貸与し、又は譲渡してはならない。

一部改正〔平成 25 年教委規則 6 号・27 年 1 号・30 年 8 号〕

(貸出し点数及び貸出し期間)

第 9 条 資料の貸出し点数及び期間は、次のとおりとする。ただし、特別の理由により館長が認めるときはこの限りでない。

区分		貸出し点数	貸出し期間
個人	図書	10 点以内	2 週間以内
	視聴覚資料	3 点以内(図書とあわせ 10 点以内とする。)	2 週間以内
団体	図書	100 点以内	30 日以内

一部改正〔平成 26 年教委規則 1 号・令和 4 年 1 号〕

(電子書籍の利用)

第 9 条の 2 電子書籍(インターネットによる利用が可能とされた電磁的記録で、図書館資料(電磁的記録を除く。)と同等の内容を有するものをいう。)の利用について必要な事項は、館長が別に定める。

追加〔平成 29 年教委規則 2 号〕

(貸出し制限)

第 10 条 館長が特に指定した資料は、貸出しをしない。ただし、館長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(貸出しの停止)

第 11 条 館長は、資料を返却期間内に返却しないものに対し、一定期間資料の貸出しを制限することができる。

(資料の複写)

第 12 条 図書館所蔵資料に限り、複写(コピー)を受け付ける。

2 館長は、複写が不適切と認める場合は、その対象を制限できる。

(著作権法の遵守)

第 13 条 複写に当たっては、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 31 条の規定を遵守する。

(複写の申込み手続き)

第 14 条 複写を希望する者は、図書館資料複写申込書(様式第 4 号)を資料とともに係員に提出する。

一部改正〔平成 25 年教委規則 6 号〕

(複写費用)

第 15 条 前条に規定する複写に要する費用は、実費として 1 枚につき白黒複写 10 円を徴収する。

全部改正〔平成 21 年教委規則 10 号〕

(資料の管理原則)

第 16 条 資料は、図書館の設置目的に沿って館長が管理する。

2 資料は、原則としてすべて公開し、貸出する。

(資料の公開制限)

第 17 条 館長は、特別な理由があると認めるときは、資料の公開を制限することができる。

(貸出し禁止資料)

第 18 条 館長は、館外貸出しを禁止する資料を指定することができる。

(移動図書館)

第 19 条 熊谷市を巡回して、資料の貸出し、その他図書館サービスを行うため移動図書館を設けることができる。移動図書館については、本規則を準用する。ただし、第 9 条に規定する貸出期間は、次の巡回日までとする。

(事務分掌)

第 20 条 熊谷図書館の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 管理サービス係

- ア 公印の管理に関すること。
- イ 職員の服務に関すること。
- ウ 施設及び設備の維持管理に関すること。
- エ 広報に関すること。
- オ 熊谷市立図書館協議会に関すること。
- カ 統計及び調査に関すること。
- キ 図書館間の連絡調整に関すること。
- ク 資料の選定、収集、管理及び保存に関すること。
- ケ 資料の利用に関すること。
- コ 読書案内、読書相談及び調査研究に関すること。
- サ 行事の企画及び開催に関すること。
- シ 寄贈及び寄託資料に関すること。
- ス 移動図書館等館外サービスに関すること。
- セ その他他の係に属さないこと。
- ソ 図書館の庶務に関すること。

(2) 美術、郷土係

- ア 美術、郷土資料の収集、保管、展示、利用等に関すること。
- イ 標本、模写、模型等の資料の作成に関すること。
- ウ 美術、郷土資料の調査及び記録に関すること。
- エ 解説目録等の編集及び発行に関すること。
- オ 研究会、講座等に関すること。
- カ その他美術及び郷土に関すること。

2 熊谷図書館熊谷駅前分室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 資料の利用に関すること。
- (2) その他図書館のサービスに関すること。

3 妻沼図書館、大里図書館及び江南図書館の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 資料の選定、収集、管理及び保存に関すること。
- (2) 資料の利用に関すること。

- (3) 読書案内、読書相談及び調査研究に関すること。
- (4) 行事の企画及び開催に関すること。
- (5) 寄贈及び寄託資料に関すること。
- (6) その他図書館のサービスに関すること。

全部改正〔平成 27 年教委規則 1 号〕、一部改正〔平成 29 年教委規則 5 号〕

(職務代理)

第 21 条 館長に事故があるときは、副館長がこれを代理し、館長及び副館長ともに事故があるときは、当該所属の上席の係長がこれを代理する。

一部改正〔平成 27 年教委規則 1 号・30 年 2 号〕

(委任)

第 22 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成 27 年教委規則 1 号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の熊谷市立図書館管理規則(昭和 54 年熊谷市条例第 40 号)又は妻沼町立図書館管理運営規則(平成 5 年妻沼町教育委員会規則第 6 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(江南町の編入に伴う経過措置)

- 3 江南町の編入の日の前日までに、編入前の江南町立図書館の管理に関する規則(平成 8 年江南町規則第 7 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

追加〔平成 19 年教委規則 17 号〕

附 則 (平成 18 年 1 月 11 日教委規則第 5 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 18 年 7 月 7 日教委規則第 16 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊谷市立図書館条例施行規則の規定は、平成 18 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 19 年 1 月 10 日教委規則第 17 号)

この規則は、平成 19 年 2 月 13 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 6 月 8 日教委規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊谷市立図書館条例施行規則の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 20 年 5 月 1 日教委規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の様式第 5 号の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 9 月 11 日教委規則第 10 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 2 月 8 日教委規則第 2 号）
この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 23 日教委規則第 6 号）
この規則は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 2 日教委規則第 6 号）
この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 14 日教委規則第 1 号）
この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 3 日教委規則第 1 号）
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 11 日教委規則第 2 号）
この規則は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 27 日教委規則第 5 号）
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 1 月 11 日教委規則第 2 号）
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 5 日教委規則第 8 号）
この規則は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 26 日教委規則第 10 号）
この規則は、平成 31 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和元 年 11 月 8 日教委規則第 14 号）
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 1 日教委規則第 4 号）
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 1 日教委規則第 1 号）
この規則は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

熊谷市立図書館利用申込書（個人）		証明書の確認				1. 新規	
		□免許証□保険証□学生証□その他（ ）				2. 修正 3. 再発行	
（太枠の中を記入してください。）		年 月 日				登録番号	
フリガナ		性別	生 年 月 日				
氏 名		男・女	年 月 日	利用者資格区分			
				0 1 個人	0 4 市外個人		
電 話 (連絡用)		電 話 (自宅)		在住区分			
				1 住	2 広・隣	9 他	
住 所	(〒 -)			登録年月日			
				20			
↓ 以下にあてはまる方は記入してください ↓							
中学生以下の方	学 校 名	保 護 者 名		入力者サイン欄			

くまがやしまた こういき りんせつ 熊谷市又は広域・隣接	がっこうめいまた きんむさきめい 学校名又は勤務先名	きんむさきでんわ 勤務先電話	がっこうまた きんむさき しょざいち しちょうめい 学校又は勤務先の所在地（市町名）
ざいがく ざいきん かた に在学・在勤の方		()	

がくせいとう かた 学生等の方で 帰省先がある方	き せい さき じゅう しょ 帰 省 先 住 所	き せい さき でん わ 帰 省 先 電 話
	(〒 -)	()

※広域・隣接とは次の市町です。行田市、東松山市、鴻巣市、深谷市、滑川町、嵐山町、吉見町、寄居町

※太田市、千代田町、大泉町の居住者も利用カードを作れます。

全部改正〔平成 25 年教委規則 6 号〕

一部改正〔平成 30 年教委規則 8 号〕

様式第 2 号（第 8 条関係）

(表)

利 用 カ ー ド
熊谷市立図書館
登録番号
氏 名

(裏)

◆図書館を利用するときは、必ずこのカードをお持ち下さい。

◆このカードは、ほかの人に貸したり、ゆずったりしないでください。

◆カードをなくしたときや、住所・氏名・電話番号などが変わったときは、図書館までお知らせ下さい。

熊谷市立熊谷図書館	048-525-4551
熊谷市立妻沼図書館	048-588-6878
熊谷市立大里図書館	0493-36-1126
熊谷市立江南図書館	048-536-6303

全部改正〔平成 25 年教委規則 6 号〕

様式第 3 号（第 8 条関係）

熊谷市立図書館 利用申込書（団体）

（太枠の中を記入してください。）

		年 月 日
団 体	団体名	フリガナ 印
	代表者氏名	フリガナ 印
	住所 又は 活動拠点	（〒 — ） 熊谷市
	電 話	
	活動内容	
申 請 者	氏 名	フリガナ
	住 所	（〒 — ）
	電 話	
図書館からの連絡 （いずれかに○）		団体又は代表者の電話 ・ 申請者の電話

※団体の印又は代表者の印のどちらかの押印が必要です。

図書館使用欄

申請者の証明書確認	発行種別			登録番号	入力者サイン
☐ 免許証 ☐ 保険証 ☐ 学生証 ☐ その他（ ）	1 新規	2 修正	3 再発行		

追加〔平成 25 年教委規則 6 号〕、一部改正〔令和 3 年教委規則 4 号〕

確 認

- 下記の事項を了承の上、お申込みください。
- 1 公表された著作物の複写は、著作権法第31条の規定に基づき私的使用又は調査研究目的の使用に限って認められます。
 - 2 複写できる資料は、次の資料に限ります。
 - (1) 熊谷市立図書館の所蔵資料
 - (2) 熊谷市立図書館以外から借り受けた資料で、複写を禁止していない資料
 - 3 各著作物について、その一部分を1人につき1部を複写することができます。(一著作全部にわたる複写はできません。)
 - 4 複写物使用により著作権上の問題が生じた場合は、使用した個人の責任とします。
 - 5 資料によっては、保存又は形態上等の理由により、複写できない場合もあります。
 - 6 1回につき5冊以内、合計50枚以内とします。

熊 谷 市 立 図 書 館

資 料 名	年 月 日	
	複写部分	枚 数
	～ p	
	～ p	
	～ p	
	～ p	
	～ p	
計		枚

非来館による申込み用記入欄	
※氏名・住所は必ずご記入ください。	
氏名：	電話： — —
住所：〒	
複写物の送付：ご希望の方法を○で囲んでください (埼玉県立協力車 ・ 自宅に郵送)	
受付館：	図書館(担当者：)
〈支払方法について〉 図書館より、複写にかかる費用を連絡します。コピー代(現金)と郵送料(切手)を現金書留で、指定の宛先に送ってください。入金確認後、発送します。	

○熊谷市立図書館古文書貸出規程

平成 17 年 10 月 1 日教育委員会告示第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、熊谷市立図書館条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 43 号。以下「管理規則」という。）第 16 条の規定に基づき、熊谷市立図書館が管理する図書館資料のうち、古文書（以下「文書」という。）の貸出しについて定めるものとする。

(館内貸出し)

第 2 条 文書の貸出しは、館内とする。

2 文書の館内貸出しを受けようとする者は、あらかじめ古文書館内貸出申込書（様式第 1 号）により申し込まなければならない。

3 同時に貸出しを受けることのできる文書は、1 人につき 10 点以内とする。ただし、館長が特に認めたときは、この限りでない。

(館外貸出し)

第 3 条 図書館、博物館、県・市町村史編さん機関等の公共的機関のほか、館長が特に認めたときは、文書を館外貸出しすることができる。

2 文書の館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ古文書館外貸出許可申請書（様式第 2 号）により申請し、古文書館外貸出許可書（様式第 3 号）の交付を受けなければならない。

3 同時に貸出しを受けることのできる文書は、10 点以内とし、貸出期間は 1 月以内とする。ただし、館長が特に認めたときは、この限りでない。

(貸出しの制限)

第 4 条 文書に特別の事情があると認められた場合は、館長は、文書の貸出しの停止、禁止等の制限をすることができる。

(準用)

第 5 条 文書の貸出しについては、管理規則第 2 条、第 3 条及び第 4 条、並びに熊谷市複写実費徴収規則（平成 17 年規則第 67 号）の規定を準用する。

(その他)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の熊谷市立図書館行政古文書貸出規程（昭和 60 年熊谷市教育委員会告示第 1 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

古文書館内貸出申込書					
年 月 日					
住所 氏 名 _____ 電 話 _____					
熊谷市立 図書館長 あて					
					座席番号
	文書番号	文 書 名	形 態	貸出印	受 領 印
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

1 本館の「利用カード」又は居住・身分を証明する書類を提示してください。

2 同時に利用できる点数は、10点以内です。

3 文書に異常のあった場合は、直ちに係員にご連絡ください。

4 文書は、退館の際受付にお返してください。

5 文書は、永久保存資料です。大切に取扱ってください。

古文書館外貸出許可申請書

年 月 日

熊谷市立 図書館長

申請者名 _____

所在地 _____

代表者氏名 _____ ⑩

(郵便番号) _____)

(電話) _____)

次のとおり所蔵文書の館外貸出しを受けたいので申請します。

利 用 目 的				
貸 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
利 用 場 所				
利 用 方 法				
貸 出 文 書	文 書 番 号	文 書 名	形 態	備 考
文書取扱責任者				

第 号

古文書館外貸出許可書

年 月 日

(申請者) 様

熊谷市立 図書館長



次のとおり文書の館外貸出しを許可します。

利 用 目 的				
貸 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
利 用 場 所				
利 用 方 法				
貸 出 文 書	文 書 番 号	文 書 名	形 態	備 考

- 1 この許可書は、館外貸出しを受ける際提示してください。
- 2 文書は、永久保存資料です。大切に扱ってください。

○熊谷市重度身体障害者等に対する図書館奉仕要綱

平成 17 年 10 月 1 日告示（甲）第 53 号

（趣旨）

第 1 条 この告示は、重度身体障害者等に対する熊谷市立図書館（以下「図書館」という。）における図書館奉仕に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和 2 年告示（甲）1 号〕

（定義）

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書館資料 図書、逐次刊行物、視聴覚資料等をいう。
- (2) 重度身体障害者 市内在住の在宅者であつて、次に掲げるものをいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であつて、視覚障害 1 級から 3 級まで又は肢体不自由 1 級から 3 級までのもの

イ 熊谷市ねたきり老人等手当支給条例（平成 17 年条例第 152 号）第 4 条第 2 項の規定によりねたきり老人手当資格認定書の交付を受けている者（前号に掲げる者を除く。）

ウ ア及びイに掲げる者のほか、図書館を直接利用することが困難であると図書館長が認める者

全部改正〔令和 2 年告示（甲）1 号〕

（図書館奉仕）

第 3 条 図書館長は、重度身体障害者等に対し、図書館資料の当該重度身体障害者等の居所への配本（以下「家庭配本」という。）を通じて図書館奉仕を行うものとする。

全部改正〔令和 2 年告示（甲）1 号〕

（利用の手続）

第 4 条 家庭配本を利用しようとする重度身体障害者等は、熊谷市立図書館条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 43 号）第 8 条第 1 項に規定する利用申込書を図書館長に提出す

るとともに、第2条第2号アに規定する身体障害者手帳又は同号イに規定するねたきり老人手当資格認定書を提示するものとする。

2 前項の規定による利用の手続は、家族等の代理人をもって行うことができる。

全部改正〔令和2年告示（甲）1号〕

（図書館資料の貸出し）

第5条 図書館資料の貸出しを受けようとする重度身体障害者等は、登録番号、氏名及び図書館資料の名称を電話等により申し込むものとする。

2 前項の規定による貸出しは、家庭配本の方法をもって行う。

3 同時に貸出しを受けることができる点数は、10点以内とし、貸出期間は、次回配本日までとする。ただし、図書館長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

一部改正〔令和2年告示（甲）1号〕

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（令和2年2月20日告示（甲）第1号）

この告示は、公布の日から施行する。

○熊谷市立図書館資料複写取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、図書館資料複写サービスの具体的な取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となる資料)

第2条 熊谷市立図書館が所蔵する資料とする。ただし、相互貸借等によって他の図書館から借り受けた「図書」資料については、「図書館協力における現物貸借で借り受けた図書の複製にするガイドライン」(平成 18 年 1 月 1 日発効)による複写を認める。利用者の持参した資料は複写の対象外とする。

(サービスの対象)

第3条 個人の利用者を対象とする。

(複写の目的)

第4条 複写物を調査研究の目的に使用する場合とする。

(複写の範囲)

第5条 著作権法第 31 条第 1 号にかかわる複写

原則として、公表された著作物の一部分(半分以下)とする。個々の資料ごとの取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 図書

原則として目次、前書き、後書き等を除いた本文の半分以下とする。

ア 一部数冊本

上・中・下巻等からなる著作物は、各巻の半分以下とする。

イ 2編以上の著作物からなる合集

全集、選集等個々の著作物を集めたものは、個々の著作物の半分以下とする。

(2) 雑誌

ア 最新号については、個々の記事の半分以下とする。

イ 発行後相当期間を経過した(原則として次号が発行された時点)個々の記事については、その全部の複写が可能である。

ウ 半年刊、不定期刊のものについては、次号の刊行を待たず、発行後 3 ヶ月を経過した時点で相当期間を経過したものとみなし、掲載された個々の記事については、その全部の複写が可能である。

エ 雑誌の個々の付録については、それぞれ独立した著作物とみなし、本誌と同じ扱いとする。

(3) 新聞

ア 最新号については複写をしない。ただし、日刊紙については、新聞休館日等により次号が発行されていなくても、翌日になれば複写可能とする。

イ 朝・夕刊は、同じ号の分冊扱いとする。それぞれを一つの著作物とみなし、全面広告ページを除いた半分以下とする。

(4) 地図

ア 一枚ものの地図は、その半分以下とする。

イ 住宅地図は、区割り図（見開き 2 頁）の半分以下とする。

(5) 楽譜

ア 1 曲を 1 著作物とみなし、1 曲の一部分（半分以下）とする。

イ 楽譜集のような編集著作物に掲載されたものであっても、1 曲を 1 著作物とみなす。

(6) その他の資料

ア 各種データベースから受信したデータの印刷は、それぞれの契約における印刷可能範囲内とする。

2 著作権法第 31 条以外の複写

(1) 著作権処理の済んだもの

著作権法第 31 条の要件を満たさない複写の依頼については、利用者が個々の著作権処理をし、著作権者の許諾書の提示を条件に複写をする。

(2) 著作権法第 13 条による複写

官報、公報、国または地方公共団体が作成した法令集、判例集は、発行と同時にその全部の複写ができる。

(3) 著作権法第 42 条による複写

裁判手続きのために必要と認められる場合、その認められる限度において複写ができる。

(4) 著作権の保護期間が過ぎた著作物

著作権法第 51 条～53 条及び第 57 条により、著作者が個人の場合は死後（共同著作物にあっては、最後に死亡した著作者の死後）70 年、無名や変名の場合は公表後 70 年、団体の著作物については公表後 70 年を経過したものは、その全部の複写ができる。

（複写申込みの手続）

第 6 条 来館による申込み

複写を希望する利用者は、複写対象資料とともに、必要事項を記載した「図書館資料複写申込書」または「図書館間協力借受資料複写申込書」を提出する。

2 郵送による申込み

(1) 複写物の郵送による受け取りを希望する利用者は、あらかじめ「図書館資料複写申込書」の所定欄に資料名、複写箇所等の必要事項を記入し図書館へ送付する。次に図書館は申込者に複写にかかる費用を連絡し、利用者は現金書留で、指定された図書館に費用を郵送するものとする。

(2) 熊谷市に在住・在勤・在学者以外からの郵送複写申込みは、国立国会図書館、都道府県立図書館及び最寄りの市町村立図書館で所蔵していないものを複写対象資料とする。

（複写の許可）

第 7 条 職員は以下に留意して申込みを受け付け、複写を許可する。

(1) 「図書館資料複写申込書」または「図書館間協力借受資料複写申込書」の記載事項を確認する。

(2) 複写可能な資料であるか確認する。

- (3) 著作権法上問題はないか判断する。
- (4) 国立国会図書館及び国際子ども図書館から借り受けた資料については、職員が複写するものとする。
- (5) 国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスの複写にあたっては、当館の利用カードの提示を条件とし、管理用端末から職員が複写するものとする。

(複写の制限)

第8条 複写によって図書館資料に損傷を生ずる恐れのあるものについては、複写できないものとする。

2 1回につき5冊以内、合計枚数50枚以内とする。

(複写の時間)

第9条 複写申込み者が多く、時間内に複写が完了しない場合、複写枚数が大量の場合等、翌開館日以降に複写する。

(複写機)

第10条 複写サービスは、図書館に備え付けられた機器を用いる。利用者が複製のための機器を持ち込むことは、原則として認めない。ただし、許可を得た場合に限りカメラによる撮影を認める。

(拡大・縮小)

第11条 必要に応じ機械の能力の及ぶ範囲内で、拡大・縮小することができる。

(他の図書館等の求めに応じた複写)

第12条 著作権法第31条第3号により、県内公共図書館の求めに応じ、絶版等の理由で入手することが困難な資料の複製用、資料の欠落欠損ページの補充用、レファレンス等の図書館業務用として、複写を行うことができる。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成13年2月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成18年3月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年2月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年12月30日から実施する。

○熊谷市立図書館資料収集方針

1 目 的

この収集方針は、熊谷市立図書館における資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

- (1) 公立図書館は、住民の「知る自由」を社会的に保障する機関である。市民の要求及び社会的動向が十分に反映されるよう配慮して、利用者の学習、文化、教養、調査研究、実用及びレクリエーション等に資する資料を幅広く収集するものとする。
- (2) 資料の収集は、「図書館の自由に関する宣言」の趣旨を尊重し、公共図書館としての社会的責任を果たすよう努める。
- (3) 資料の収集にあたっては、公平で自由な幅広い視野をもって行うものとする。
- (4) 収集する資料は、原則として国内で刊行される資料を中心とする。
- (5) 熊谷図書館、妻沼図書館、大里図書館、江南図書館は収集にあたり、各館の特徴を生かすとともに、協力と分担により効率的な蔵書構成を図る。

3 資料の範囲と収集基準

(1) 一般図書

- ア 利用者の生涯学習を支援するため、各分野の基本図書を充実する。
- イ 多文化資料については、県立図書館と連携する。

(2) 児童図書

- ア 乳幼児から小学生を対象とした資料を収集する。その基準は一般図書に準じるものとする。
- イ また、子ども読書活動推進計画に関わる資料、学校図書館へ支援する資料は積極的に収集する。

(3) 参考図書（レファレンス図書）

- ア 利用者の調査・研究の参考となるための資料として、辞・事典、年鑑、白書、統計書、目録等を収集する。

(4) 地域資料・行政資料

- ア 熊谷市に関する資料を収集する。
- イ 埼玉県に関する資料は、熊谷市関連のものを中心に収集する。
- ウ 寄贈、寄託による熊谷市関連の資料は、必要に応じて収集整理する。
- エ 熊谷市が発行した行政資料は、すべて収集する。

(5) 逐次刊行物

- ア 新聞は、主要全国紙を中心に、専門紙、地方紙及び児童生徒を対象にしたものを収集する。
- イ 雑誌は、各分野の基本的なものを中心に、児童及び青少年向けのものも含めて収集する。

(6) 視聴覚資料

- ア CD、カセットテープは評価の定まったものを中心に各分野を収集する。
- イ ビデオテープ、DVDは著作権に配慮して収集する。

(7) 障害者サービス資料

ア 視覚障害のある人たちへのサービスのため、録音図書、点字図書及び大活字図書等を収集する。

(8) 電子図書、インターネット資料

ア 参考図書の補完用として、また省スペースを図り、電子図書の利用を進める。

イ インターネット資料については、有料データベースも活用する。

4 収集における各館の役割

(1) 熊谷図書館

熊谷市立図書館の中心館として、基本図書の充実に努める。各館と連携し効率的な収集に努める。また、地域資料、行政資料の保存機能を担う。

(2) 妻沼図書館

児童図書、ヤングアダルト図書を充実させる。さらに市内北部地域の中心館として基本的資料を幅広く収集する。

(3) 大里図書館

母と子に関連した図書を充実させる。インターネット情報も積極的に利用する。基本図書の充実に努めるほか、魅力あるCDやDVD等の視聴覚資料を収集する。

(4) 江南図書館

身近な地域の図書館として、児童図書の充実に努める。江南埋蔵文化財センターとの連携協力を図る。

5 寄贈、寄託を受ける資料

(1) 地域資料、及び行政資料

(2) 熊谷市と特に係わりの深い資料

(3) その他館長が必要と認めた資料

6 収集から除外する資料

(1) 人権への配慮に欠ける資料

(2) 公序良俗に著しく反し、あるいは犯罪を助長するような資料

(3) 特定の機関、個人及び団体を中傷するような資料

(4) 特定の機関、個人及び団体を宣伝するような資料

(5) 学習参考書、受験参考書、各種試験問題集

(6) 青少年に有害と見なされる資料

7 委任

この方針に定めるものの他、資料収集に必要な事項は館長が定める。

附 則

この方針は、平成20年11月14日から適用する。

附 則

この方針は、平成22年7月28日から適用する。

附 則

この方針は、平成29年4月1日から適用する。

○熊谷市立図書館資料除籍基準

(目的)

- 1 この基準は、熊谷市立図書館の図書・視聴覚資料・その他の資料を除籍する場合の基準となる必要な事項を定めることを目的とする。

(除籍の対象となる資料)

- 2 除籍の対象となる資料は、次のとおりとする。

- (1) 汚損・破損資料

汚損・破損の程度が甚だしく、修理・製本できないもの

- (2) 亡失資料

ア 利用者が紛失した資料で、同一のものが弁償不可能なもの

イ 貸出資料のうち転居先不明等により、回収が不可能であるもの

- (3) 不用資料

ア 改訂版、増補版、新装版、同傾向図書等の新版購入により、利用価値の低くなった資料

イ 年月の経過及び内容の変更により、その利用価値が低くなった資料

- ① 最新の情報が必要とされ、ガイドブックとしての利用価値の失われた資料

例：旅行・宿泊案内書、道路地図、各施設ガイド、学校案内等

- ② 政治・経済・社会状況の変動のため、利用価値が低くなり、保存しても資料性が見込まれない社会科学関連資料

例：時事問題、旧法令、法律相談等

- ③ 科学技術の進歩により、その内容が過去のものとなった自然科学、工学、産業、情報処理関連資料

例：実験・技術ガイド、規格書等

- ④ 日常の変化に伴い、実用書としての役割を果たさなくなった家庭生活関係資料

例：服飾、料理、住居、育児書等

- ⑤ 競技方法の改訂に伴い、役に立たなくなったスポーツルールブック

- ⑥ 新聞・雑誌で保存年限を経過したもの

ウ 出版または購入中止により、端本となった逐次刊行資料

エ その他、図書館資料としての価値が著しく低下したもの

- (4) 複本資料

ア 利用の少なくなった複本資料は、全館で1冊を残して除籍できるものとする。ただし当該年度内受入のものは除く。

イ 同一著作で文庫本や新書判が出版されている単行本。

- (5) 不明資料

蔵書点検作業で、同一資料が一定期間所在不明であるもの

- (6) 数量更正

受入された資料が合冊により数量を減ずるとき

- (7) 長期延滞資料

貸出資料のうち、返却期限日から2年以上経過し、返却されないもの

(8) その他

館長が不用と認めたもの

(除籍の対象外資料)

3 次の資料は原則として、除籍の対象としない

- (1) 郷土資料、行政資料及び貴重資料
 - (2) 各分野の基礎的、歴史的価値のある資料で再び入手することが困難なもの
 - (3) 埼玉版 I S B N総合目録により、単館所蔵のもの
 - (4) その他館長が必要と認めたもの
- (除籍の手續及び処理)

4 除籍手續きおよび処理は次のとおり行う

- (1) 資料データの除籍処理をする。
- (2) 除籍資料の処理をする。
- (3) 除籍資料一覧表を作成する。
- (4) 熊谷市物品管理規則により処理する。

リサイクル資料として活用できるものは、リサイクル用の処理を施し、市内の公共施設、市民及び団体へ提供する。

附 則

この基準は、平成 20 年 11 月 14 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 22 年 7 月 28 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 3 年 3 月 5 日から適用する。

○熊谷市立図書館寄贈資料受入基準

第1条 この基準は、熊谷市立図書館資料収集方針（以下「収集方針」という。）に基づき、熊谷市立図書館（以下「図書館」という。）の寄贈資料の受入について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 図書館で寄贈の受入ができる資料は、次のとおりとする。

- (1) 原則3か月以内に発行されたもので、図書館に所蔵の無いもの
- (2) 前号に該当しないが、リクエストが多いため受入れが必要なもの
- (3) 地域資料、行政資料、及び本市と特に関わりの深い資料
 - ア 本市に関する歴史や地理、伝統文化や産業についての資料
 - イ 市内在住の方、本市出身の方の著作物で、特に必要と認めた資料
 - ウ 市内のグループや機関が作成した調査資料や同人誌など
 - エ 入手困難な郷土に関する貴重な資料
- (4) その他、館長が必要と認めた資料

第3条 図書館で寄贈の受入ができない資料は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときはこの限りでない。

- (1) 汚破損のひどいもの、書き込みがあるもの
- (2) 百科事典、専門書
- (3) 参考書、問題集
- (4) 雑誌、マンガ、ゲームの攻略本
- (5) 説明書、マニュアル類
- (6) DVD、ビデオテープなどの映像資料
- (7) 個人で複製・録音した資料
- (8) その他、収集方針第6収集から除外する資料に該当するもの

第4条 寄贈された資料は、図書館の蔵書として登録できる。ただし、寄贈受入後複数所蔵、類書の多い等の理由で、蔵書として登録する状況にない場合は、「熊谷市立図書館資料リサイクル事業実施要綱」第3条第2号によりリサイクル資料として活用することができる。

第5条 寄贈資料の取り扱いについては、図書館に一任するものとする。

第6条 この基準に定めるもののほか、寄贈資料の受入れに関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この基準は、平成23年2月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の改正規定は平成25年4月1日から施行する。

○熊谷市立図書館資料の弁償に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、熊谷市立図書館条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 43 号）第5条の規定に基づき、熊谷市立図書館が所蔵する図書、雑誌、視聴覚資料その他の図書館資料（以下「資料」という。）の弁償の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(弁償の方法)

第2条 熊谷市立図書館の利用者が、資料を破損、汚損若しくは亡失した場合は、館長は当該利用者に対し、弁償届を提出させるとともに、30 日以内に弁償するよう求めるものとする。

2 資料の弁償は、原則として現物により弁償するものとする。ただし、絶版等の理由により現物による弁償が不可能な場合は、時価相当として館長が指定した資料で弁償するものとする。

(弁償の範囲)

第3条 破損、汚損の場合の弁償を求める範囲は、別記「弁償を要する資料の破損等の範囲」によるものとする。

(弁償の免除)

第4条 第2条の規定にかかわらず、館長は次の各号のいずれかに該当する場合には、弁償を免除することができる。

- (1) 天災、火災等により、資料を破損・汚損・亡失したと認められる場合
- (2) 盗難等により、資料を紛失したと認められる場合
- (3) 長期間の利用による経年劣化が原因と考えられる場合
- (4) 修復可能な場合
- (5) その他館長がやむを得ないと判断する場合

(弁償期限経過後の措置)

第5条 館長は、弁償期限の 30 日を経過しても弁償されない場合は、当該利用者に対し、資料の貸出・延長・予約を停止するものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、弁償の取扱いについて必要な事項は、館長が定める。

附 則

この基準は、平成 24 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

別記

弁償を要する資料の破損等の範囲

1 図書・雑誌

対 象	状 態
水濡れ・飲食物のシミ	① 水濡れ等により、ページに歪み、または波打ちが生じた場合 ② お茶・コーヒー等の飲食物により、シミなどの汚れが生じた場合 ③ 飲食物やセロテープ・のり等の付着によりページが接着した場合、また接着をはがしたことにより、ページが欠損した場合 ④ カビが発生した場合
資料の一部の破損・汚損・亡失	① 破れ、切り取り、ページの欠損が生じた場合 ② たばこ等による焦げ跡が残った場合 ③ 型紙、地図等の付録を破損・汚損・亡失した場合
書き込み	① マジック・ボールペン・クレヨン・マーカー等消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書き込みがある場合 ② 鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、筆圧等が強く、消したあとも痕跡が残る場合
噛み跡	① 乳幼児、ペット等が噛んだため、噛み跡や傷が生じた場合 ② 乳幼児、ペット等が噛んだため、資料が破損した場合

2 視聴覚資料

対 象	状 態
資料の一部の破損・汚損・亡失	① 再生不可能又は機器に損失の生ずる恐れのある場合 ② 歌詞カード、解説書等の付録を破損・汚損・亡失した場合

○熊谷市立熊谷図書館美術・郷土資料収集基準

(趣旨)

第1条 この基準は、熊谷市立熊谷図書館が、美術・郷土資料として収集する資料及び作品（以下「資料」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(収集の方法)

第2条 資料を収集する方法は、寄贈、購入又は寄託の方法によるものとする。

(資料の種類)

第3条 収集する資料の種類は、歴史、民俗及び美術の各分野の資料とする。

2 熊谷市に関する一次資料を収集、所管する。

(資料の収集手続)

第4条 資料の収集手続に関しては、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める書面によるものとする。

- (1) 寄贈 寄附申出書（様式第1号）
- (2) 購入 熊谷市契約規則（平成17年規則第68号）による。
- (3) 寄託 寄託申請書（様式第2号）及び受託書（様式第3号）

(寄贈の基準)

第5条 寄贈を受ける資料の基準は、原則として次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 熊谷ゆかりの資料
- (2) 熊谷ゆかりの作家が制作した資料のうち、一定の評価を得ている資料
- (3) 熊谷にゆかりのある作家が影響を受けた資料
- (4) 熊谷にゆかりのある作家で、将来的に嘱望されており、収集しておく必要があると思われる資料
- (5) 将来にわたって、その後の収集が困難と思われる資料
- (6) 民俗資料に関しては、既に収集した資料と重複しない資料
- (7) 前各号のほか熊谷市立熊谷図書館嘱託者会議で受け入れるべき資料と承認された資料

(購入の基準)

第6条 購入する資料の基準は、前条各号によるものとする。

(購入の金額)

第7条 資料の購入金額に関しては、原則として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 伝統ある全国的レベルの公募展で入選、入賞若しくは無鑑査で出品した者又は当該公募展の運営委員、審査員、その他役員を経験した作家 1点 1,000,000円以内
- (2) 埼玉県美術展覧会の審査員を経験した作家 1点 700,000円以内
- (3) 埼玉県北美術展の審査員及び事務局長を経験した作家 1点 500,000円以内
- (4) 今までに他の美術館等から買い上げられた実績のある作家 1点 1,000,000円以内

(5) 熊谷市立熊谷図書館嘱託者会議で購入を承認された資料 1点 1,000,000 円以内

(6) 「美術年鑑」等で金額の基準が明示されている場合は、その金額を考慮した額

(7) その他、資料の購入に際しては、予算の範囲内とし、その購入に関しては、熊谷図書館嘱託者等の有識者の意見を踏まえて、実勢価格等を考慮した額とする。

(全国的レベルの公募展)

第8条 伝統ある全国的レベルの公募展とは、日展、二科展、院展、国画会展、春陽会展、一水会展、光風会展、白日会展、立軌会展等の、全国規模で開催されている公募の展覧会を指すものとする。

(寄託の基準)

第9条 寄託を受ける資料の基準は、原則として次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 指定文化財

(2) 指定文化財と一体、もしくは関連が極めて深い資料

(3) 寄託を受けないことで資料が失われ、その影響が本市の歴史・文化面において特に大きいと判断される資料

(受託期間)

第10条 資料の受託を行う期間については、受け入れた日から2年間の範囲とし、延長する場合は再度書面による手続を行うものとする。ただし、寄託者からの申出による受託期間中における返却を妨げないものとする。

(基準の改廃)

第11条 この基準の改廃は、熊谷市立熊谷図書館嘱託者会議の意見を聞いて行う。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

この基準は、平成27年8月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

寄 附 申 出 書

熊 谷 市 長 様

住 所

氏 名

下記のとおり寄附いたします。

記

1 物 品 名
(相 当 額)

2 寄 附 目 的
(納 入 先)

※ホームページ等での寄附者の公表について
(希望するものに印をつけてください。)

☐ 公表してよい

☐ 公表を希望しない

(様式第2号)

寄託申請書

年 月 日

(あて先)

熊谷市立熊谷図書館長

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

下記の作品・資料を寄託いたします。

また、寄託期間中に貴館の企画展示等において、展示・広報資料として活用することを承諾いたします。

記

1 寄託理由 _____

2 寄託物件

種別	名 称	員数	備 考

3 寄託期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(様式第3号)

受 託 書

年 月 日

様

熊谷市立熊谷図書館長

下記の作品・資料を受託いたします。

また、受託期間中に当館の企画展示等において、展示・広報資料として活用いたしますので、ご了承下さい。

記

1 受託理由 _____

2 寄託物件

種別	名 称	員数	備 考

3 受託期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 備 考 本書は、受託物件返却時に引き替えになりますので、それまで大切に保管してください。

○熊谷市立熊谷図書館美術・郷土資料展示室 博物館実習生受入要綱

1 趣旨

本要綱は、熊谷市立熊谷図書館美術・郷土資料展示室（以下、「展示室」という。）における、博物館実習生の受入れについて、必要な事項を定めるものとする。

2 受入条件

展示室での博物館実習生の受入れについては、各大学において、展示室での実習を学芸員課程における博物館実習の単位として認定する場合に受け入れるものとする。その確認は、実習希望者、所属大学の学芸員課程担当教員及び学芸員課程担当事務室とで行う。

3 定員

展示室での博物館実習生の1年度当たりの受入定員は、4名までとする。

4 受付期間

博物館実習生の受付期間は、原則として、その年の4月1日から4月末日までとする。

5 提出書類

展示室で博物館実習を希望する者は、所属大学の学芸員課程担当事務室を通して、各大学の書式による実習希望に関する書類及び各実習希望者の顔写真付きの身上書（履歴書）を提出するものとする。

6 選考

- (1) 展示室での博物館実習を希望する者が定員を越えた場合、実習希望に関する書類等により、展示室で選考を行う。
- (2) 選考による実習の可否については、展示室担当から実習希望者の所属大学及び実習希望者に対し、受付期間終了後に（様式1）の通知を速やかに郵送するものとする。

7 選考基準

次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 大学が適当と認めた者
- (2) 大学において博物館概論の単位を修得した者
- (3) 実習期間中、埼玉県内に居住している者

8 実習時期等

- (1) 展示室での博物館実習の時期は、7月下旬から8月上旬とする。ただし、展示室の年間計画による時期の変更を妨げない。
- (2) 実習日数は、原則として7日間、1日当たりの実習時間は、午前9時から午後4時までの6時間（1時間の休憩時間を除く。）とし、原則として42時間の実習時間とする。
- (3) 体調不良等により実習を休む場合、実習時間数と博物館実習の単位との関係は、所属大学の学芸員課程担当教員及び学芸員課程担当事務室が判断し、原則として、実習時期及び日数等の変更は行

わないものとする。

9 カリキュラム

博物館実習のカリキュラムは、文部科学省のガイドラインに沿った内容とし、実習生の今後に備え、美術、歴史、考古、民俗、自然科学等、偏りのない実習内容とするよう配慮する。

10 保険及び実費等

- (1) 実習生が博物館実習を行う時に必要な傷害保険等は、実習生の所属大学において加入するものとする。
- (2) 実習期間中の交通費等の実費は、実習生の自己負担とする。ただし、所属大学による補助を妨げるものではない。

11 評価等

- (1) 出勤簿及び実習ノート等については、実習生の所属大学の書式によるものとする。
- (2) 博物館実習の評価等については、実習生の所属大学の書式によるものとする。
- (3) 博物館実習を修了した実習生に対しての証明書は、原則として、実習生の所属大学の書式によるものとする。特段の書式がない場合は、展示室の書式により発行するものとする。

12 その他

展示室の都合により日程等を変更する場合は、展示室から実習生及び学芸員課程担当教員へ速やかに連絡するものとする。

附則 この要綱は、令和5年1月31日から施行する。

(様式1)

熊図発第 号
年 月 日

大 学
学 長 様

熊谷市立熊谷図書館
館 長

年度博物館実習生の受入れについて（回答）

平素より大変お世話になっております。

年 月 日付 号で依頼のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

受入れる場合は、別紙として実習生に送付する「実習開始日のご案内」を添付します。

記

1 博物館実習の受入れ 受入れいたします ・ 受入れできません

2 実習生人数及び氏名 人数： 名

No	実習生氏名	所 属	専 攻
1			
2			

3 実習期間 別紙のとおり

4 備 考

- (1) 実習期間中の傷害保険等については、貴大学において加入してください。
- (2) 実習期間中の交通費については、実習生の自己負担とします。
- (3) その他、必要事項については適宜調整させてください。

【担当】熊谷市立熊谷図書館 美術、郷土係
所在地：熊谷市桜木町 2-33-2
電 話：048-525-9463
FAX：084-525-4552

○熊谷市立図書館協議会条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 111 号

(設置)

第 1 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 14 条の規定に基づき、熊谷市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(任命)

第 2 条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

追加〔平 24 年条例 10 号〕

(定数)

第 3 条 委員の定数は、15 人とする。

一部改正〔平 24 年条例 10 号〕

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平 24 年条例 10 号〕

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一部改正〔平 24 年条例 10 号〕

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 26 日条例第 10 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

○熊谷市立図書館協議会会議規則

平成 17 年 10 月 1 日教育委員会規則第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊谷市立図書館協議会条例(平成 17 年条例第 111 号)第 4 条の規定に基づき、熊谷市立図書館協議会(以下「協議会」という。)の会議及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 協議会に会長 1 人及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(会議)

第 3 条 会議は、図書館長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議題に対し表決の必要がある場合には、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、熊谷図書館で処理する。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

○熊谷市子ども読書活動推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 この要綱は、熊谷市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）に基づき、本計画を実行性のあるものとするため、進捗状況を確認しながら、必要な見直しを行うなど本計画の総合的かつ継続的な推進を行うため、熊谷市子ども読書活動推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 協議会は、推進計画に係る次の事項について協議を行う。

- (1) 推進計画の実施状況等の点検及び見直し
- (2) 子どもの読書活動を推進するための諸条件の検討
- (3) その他子どもの読書活動全般に係る事項

(構 成)

第3条 協議会は、委員12名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学校関係者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代表する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶 務)

第7条 協議会の庶務は、熊谷図書館において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

○熊谷市立熊谷図書館嘱託者会議設置要綱

(設置)

第1条 熊谷市立熊谷図書館美術、郷土資料展示室の各種事業を行うため、熊谷市立熊谷図書館嘱託者会議（以下「嘱託者会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 嘱託者への嘱託事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 熊谷市立熊谷図書館 美術・郷土資料展示室（以下「展示室」という。）の展示事業、教育普及事業等の各種事業に関する指導及び助言
- (2) 展示室における美術品等の資料収集に関する指導及び助言
- (3) 「熊谷市立熊谷図書館 美術・郷土資料収集基準」に関する指導及び助言

(組織)

第3条 嘱託者会議は、嘱託者 15 人以内で組織する。

- 2 嘱託者は、美術（日本画、洋画、書、工芸等）、歴史（歴史学、民俗学、郷土史等）、自然科学（動植物、鉱物等）等の各分野に関し、専門的かつ高度な知識を有する者とし、教育委員会が委嘱する。

(嘱託者の任期)

第4条 嘱託者の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

(会議)

第5条 嘱託者会議は、年2回程度開催し、展示室における各種事業に関し、市から報告等を受け、意見交換を行うこととする。また、展示室の事業を行うにあたり必要と思われるときは、随時、嘱託者の助言及び指導を個別に聴くことができることとする。

- 2 嘱託者会議へは、必要に応じて、関係各課所の職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 嘱託者会議の庶務は、熊谷図書館美術、郷土係において処理する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

○熊谷市立熊谷図書館講座室の目的外使用許可に関する規則

平成 25 年 8 月 8 日教育委員会規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊谷市立熊谷図書館の講座室（以下「講座室」という。）の使用の許可について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項並びに熊谷市行政財産の使用料に関する条例（平成 17 年条例第 65 号。以下「条例」という。）第 3 条、第 4 条及び第 7 条の規定に基づき、講座室の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用できる講座室)

第 2 条 使用できる講座室は、別表第 1 のとおりとする。

(使用時間等)

第 3 条 講座室の使用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 熊谷市立図書館条例施行規則(平成 17 年教育委員会規則第 43 号)第 2 条第 1 号アからオまでに掲げる日における講座室の使用はできないものとする。

(使用許可)

第 4 条 講座室を使用しようとする者は、使用する日の属する月の 2 月前の初日から使用する日の 5 日前までに、講座室目的外使用許可申請書兼許可書（別記様式）を熊谷市教育委員会（以下「管理者」という。）に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けることができる者は、市内に居住している者及び市内に事務所を有する団体とする。

3 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項の許可をしてはならない。

- (1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 講座室を損傷又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他講座室の管理上支障があると認められるとき。

4 管理者は、第 1 項の許可をする場合において必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第 5 条 前条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第 6 条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、又は講座室の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段によって使用の許可を受けたとき。
- (2) 第 4 条第 3 項の規定に違反したとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) その他管理者において不相当と認めたとき。

2 市は、使用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第 7 条 使用者は、条例第 3 条第 1 項の規定により算出した別表第 2 に掲げる額の使用料を

納付しなければならない。

2 前項の使用料は、当該許可の際に納付するものとする。

(原状回復)

第8条 使用者は、講座室の使用を終えたときは、速やかに当該講座室を原状に復し、返還しなければならない。第6条第1項の規定により、使用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日教委規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の熊谷市立熊谷図書館講座室の使用に係る使用料(同日前に領収したもの及び同日前に発した納入通知書により領収したものを除く。)について適用し、同日前の熊谷市立熊谷図書館講座室の使用に係る使用料(同日以後に領収したものを含む。)については、なお従前の例による。

別表第1 (第2条関係)

施設名	定員 (人)	面積 (㎡)
第一講座室	90	118.50
第二講座室	12	33.00

別表第2 (第7条関係)

施設名	使用区分		
	午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	全日 (午前9時から 午後5時まで)
第一講座室	1,150 円	1,570 円	2,720 円
第二講座室	310 円	420 円	730 円

一部改正 (平成31年教委規則8号)

別記様式（第4条関係）

講座室目的外使用許可申請書兼許可書

年 月 日

熊谷市教育委員会（教育長） 宛

熊谷市立熊谷図書館講座室の目的外使用許可に関する規則第4条第1項の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

申請者	住 所		
	氏 名 (団体名及び代表者名)	電 話	
会場責任者	住 所		
	氏 名 (団体名及び代表者名)	電 話	
使用目的 (会合の名称)			入場予定人員
			約 人
使用室	第一講座室 ・ 第二講座室		使 用 料
			円
使用期日	年 月 日	使用時間	午前 ・ 午後 ・ 全日
備 考			

文書記号第 号
年 月 日

上記のとおり、講座室の使用について許可します。

熊谷市教育委員会教育長

2025 年度

（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）

熊谷市立図書館要覧

令和 7 年 7 月発行

編集・発行 熊谷市立熊谷図書館

〒360-0036 埼玉県熊谷市桜木町 2-33-2

電 話 048-525-4551

F A X 048-525-4552

《注意事項》

統計調査は、令和 7 年 3 月 31 日現在のものです。
条例、規則等は、最新のものを掲載しています。